

《「VBA 相続税申告書」システムのデータ入力と相続税申告書の作成について》

「VBA 相続税申告書」システムで使用するデータの入力用フォームとエクセルの表示と印刷用シートです。

「VBA 相続税申告書」令和 06 年版は令和 06 年 1 月 1 日から令和 06 年 12 月 31 日までの相続と遺贈および相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した場合の相続税申告書を作成します。

令和 06 年 1 月 1 日以後の相続開始分からの相続税申告書の第 11 表の「相続財産がかかる財産の合計表」と第 11 表の付表 1 から第 11 表の付表 4 までの「相続財産がかかる財産の明細書」の様式に更新しました。

令和 06 年 1 月 1 日以後の居住用の区分所有権財産の評価に係る区分所有補正率の計算に対応しました。

■ 「VBA 相続税申告書」システムのメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP 情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

相続税申告書 令和06年1月以降版 VER 4.70		被相続人氏名
令和06年1月から12月までの相続税申告書に対応		システム有効期限 令和07年12月
開 始	システム設定	データの削除・ファイル保存と読込処理
編 集	データの編集	相続人・課税財産・税額控除データの入力
表 示	シートの表示	相続税申告書・第1表から第15表のデータ表示
印 刷	シートの印刷	相続税申告書・第1表から第15表のデータ印刷
ヘルプ	システム説明	システムの使い方の説明と注意事項(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終 了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理

○「開 始」

データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編 集」

被相続人と相続人、相続財産、債務・葬式費用、税額控除データの登録と編集を行います。

○「表 示」

相続税申告書の第 1 表から第 15 表および付表の表示用 Excel ワークシートに移動します。

○「印 刷」

相続税申告書の第 1 表から第 15 表および付表の印刷用 Excel ワークシートを印刷します。

○「ヘルプ」

システムの使用方法と相続税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA 相続税申告書」システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2021/2019//2016 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 06 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 07 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開く必要があります。

Excel2013 2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内から確認することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<http://soft-j.com/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<http://soft-j.com/soukin.html>

《「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について》

インターネットからダウンロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

http://soft-j.com/release/security_risk.pdf

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ 「VBA 相続税申告書」システムについて

「VBA 相続税申告書」システムは、相続と遺贈および相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した場合の相続税申告書を作成します。

相続財産、債務、税額控除のデータから相続税申告書の第1表から第15表と付表及び延納・物納申請書の表示と印刷をします。

令和04年1月以降の相続税申告で、一般の相続の場合と農業相続人がいる場合の納税猶予、株式等納税猶予、山林納税猶予の計算をします。OCR用の相続税申告書では第1表、第11表の付表および第15表の印刷に対応します。

■ 「VBA 相続税申告書」では以下の帳票が作成できます。

第1表 相続税の申告書・相続税の申告書(続)

第1表の付表1 納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表2 還付される税額の受取場所

第2表 相続税の総額の計算書

第3表 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

第4表 相続税額の加算金額の計算書

第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書

第7表 相次相続控除額の計算書

第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

第8の2表 株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表の付表1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

第8の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

第8の2表の付表3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書

第8の2表の付表4 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

第8の2の2表 特例株式等納税猶予税額の計算書

第8の2の2表の付表1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

第8の2の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

第8の2の2表の付表3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

第8の3表 山林納税猶予税額の計算書

第8の3表の付表 山林についての納税猶予の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書

第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拋出型医療法人へ基金を拋出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

第8の5表 美術品納税猶予税額の計算書

第8の5表の付表 特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書

第8の6表 事業用資産納税猶予税額の計算書

第8の6表の付表1 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

第8の6表の付表2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書(一般用)

第8の6表の付表2の2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書(株式等用)

第8の6表の付表3 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

第8の6表の付表4 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書

第 8 の 7 表 納税猶予税額等の調整計算書

第 8 の 8 表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

第 9 表 生命保険金などの明細書

第 10 表 退職手当金などの明細書

第 11 表 相続税がかかる財産の合計表

第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)

第 11 表の付表 2 相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)

第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)

第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産用・家庭用財産用・その他の財産用)

第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 1(続)小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1 の 2)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 2) 特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細書

第 11・11 の 2 表の付表 2 小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2 特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 3 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 4 特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細書

第 12 表 農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

第 13 表 債務及び葬式費用の明細書

第 14 表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

第 15 表 相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

※ 令和 05 年分までの相続税の申告書の第 11 表「相続税がかかる財産の明細書(令和 02 年 4 月以降用)」の旧様式は令和 06 年分の相続税の申告でも暫定的に提出することができます。

国税庁 FAQ(相続税申告書第 11 表)より

■ 国税庁ホームページの最新情報について

「VBA 相続税申告書」令和 06 年版は令和 06 年 1 月から令和 06 年 12 月までの相続または遺贈により取得する財産に係る相続税申告書に対応します。

「VBA 相続税申告書」は、サンプルとして国税庁ホームページの「相続税申告書の記載例等」のデータが入力してありますので参考にしてください。相続税申告書の記載例は、国税庁ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/pdf/0024004-055.pdf>

国税庁ホームページから「相続税の申告のためのチェックシート（令和 06 年 1 月以降提出用）」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/2024/pdf/r05-01.pdf>

国税庁ホームページから「相続税申告書の小規模宅地等の特例と配偶者の税額軽減を適用した記載例」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/sozoku-shinkokukisairei30.pdf>

国税庁ホームページから「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/souzoku-ayamarijireishu29.htm>

国税庁ホームページから「複数の相続人等がいる場合の申告書の作成方法（押印をせずに相続税の申告書を提出する場合）」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/0020012-133.pdf>

令和 02 年 4 月からの配偶者居住権の評価計算に対応する相続税申告書に対応します。

「配偶者居住権等の評価明細書」は下記の国税庁ホームページから新様式と記載例などの PDF ファイルが入手できます。明細書裏面の居住建物の耐用年数と男女別の平均余命表及び法定利率 3%の複利現価率表を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-16.htm>

又は

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/r0202/pdf/01.pdf>

令和 06 年 1 月からの区分所有財産（分譲マンション）の評価計算に対応する相続税申告書に対応します。

「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」は下記の国税庁ホームページから新様式と記載例などの PDF ファイルが入手できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-17.htm>

又は

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/231013/02.htm>

■ OCR 相続税申告書への印刷について

相続税申告書の第 1 表、第 1 表(続)、第 8 表の 8、第 11 表の付表、第 15 表、第 15 表(続)の OCR 申告書への印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。

税務署から郵送または税務署窓口で入手できる OCR 用の相続税申告書の印刷は、EXCEL の「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%への拡大（お使いのプリンターにより拡大比率が違います。）と上下左右の余白を調整して印刷してください。なお、お使いのプリンターによりまして印刷位置の再調整が必要になります。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm>

■ 相続税申告書と財産評価システムの個人でのご利用について

相続税申告書の計算と土地や株式の財産評価が初めての個人のユーザー様へのお願いになります。
会計専門家のユーザー様には不要なお願いとなりますのでご容赦ください。

《ご利用についてのご注意》

相続税申告書と財産評価システムは、税理士や公認会計士の方などの専門家用のシステムとして公開しています。
このため、相続税と財産評価についての詳細なヘルプやフローチャートなどは準備しておりません。

このシステムを一般の方がご利用になるには、相続税と財産評価についての書籍や国税庁ホームページを参考にしてください。

また、遺産分割については最も税額が少なくなる分割方法を選択するとか、小規模宅地等特例について相続人ごとに適用ができるかの判定をすることもできません。

最も有利になる遺産分割の方法や小規模宅地等特例の適用の可否については、税理士さんまたはお近くの税務署でご相談ください。

このためユーザー様をご自分で相続税の申告書を税務署に提出される場合は、税務署の窓口で申告書への添付書類や小規模宅地等の特例の適否について直接確認されてから提出されることが多いようです。

《相続税の申告までお時間がない場合》

相続税と財産評価システムにつきましては、会計専門家のユーザー様にご利用をいただいております。
弊社システムは、入力されたデータが配偶者控除や小規模宅地等の特例、路線価の土地評価、広大地の評価などにつきまして、最も有利な計算方法を選択しているかを判定することはできません。

このため相続税申告までのお時間がない場合は、他の相続税申告までを 24 時間完全にサポートするソフトウェアをご利用になるか、または税務の専門家にご相談されることをお勧めしています。

《システムの動作確認のお願い》

ライセンス料金のお支払前には、システムの動作確認と入力テストをお願いします。

弊社システムの相続税申告書では、登録できる相続人数は7人までです。

また「相続人の数に算入される養子の数の否認」と、複雑な代償分割の計算には対応できない場合があります。

財産評価では、複雑な不整形地や三角地、区分地上権が設定されている土地の評価計算には対応できない場合があります。

取引相場のない自社株式の計算では、土地保有会社や株式保有会社に該当するときは対応できない場合があります。

《システムについてのご質問》

相続税申告と財産評価の具体的な計算のご質問につきましては、Soft-j.com は法律上お答えすることができません。

相続税申告と財産評価システムにはサンプルデータが登録されていますので入力の参考にして下さい。

相続税申告書には、税務署配付の「相続税の申告のしかた」の申告書記載例のデータが登録されています。

相続税と財産評価の個別の計算につきましては、国税庁のホームページでお調べいただくか、お近くに税務署でのご確認をお願いいたします。

「VBA 相続税申告書」につきましては、サンプルとして国税庁ホームページの「相続税申告書の小規模宅地等の特例と配偶者の税額軽減を適用した記載例」のデータが入力してありますので参考にしてください。

特に相続税の申告が初めてのユーザー様は、国税庁ホームページの「相続税申告書の記載例」から相続財産と債務・葬式費用のデータ入力を参考にすることをお願いしています。

国税庁ホームページの相続税申告書の記載例の確認が終了しましたら、「開始」メニュー「編集データの削除」からサンプルデータを消去して新しくデータ入力を開始することができます。

■ 令和 06 年版システムの修正事項について

令和 06 年 1 月 1 日以後の第 1 表、第 1 表(続)、第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表、第 7 表、第 8 表、第 9 表、第 10 表、第 11 表(合計表)、第 11 表の付表 1、第 11 表の付表 2、第 11 表の付表 3、第 11 表の付表 4、第 11 の 2 表、第 11・11 表の 2 表の付表 1(別表 1)、第 11・11 表の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)、第 12 表、第 14 表、第 15 表、第 15 表(続)の様式改正に対応しました。

第 11 表は、第 11 表の合計表と第 11 表の付表 1 から付表 4 までの明細書の様式に変更されています。

- ・ 第 11 表 相続税がかかる財産の合計表
- ・ 第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)
- ・ 第 11 表の付表 2 相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)
- ・ 第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)
- ・ 第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産用・家庭用財産用・その他の財産用)

第 11 の 2 表は、相続時精算課税の明細と計算の様式が変更されています。

- ・ 第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

令和 06 年 1 月 1 日以後の区分所有権財産(分譲マンション)に係る敷地利用権と家屋についての区分所有補正率の入力に対応しました。

※ 令和 05 年分までの相続税の申告書の第 11 表「相続税がかかる財産の明細書(令和 02 年 4 月以降用)」の旧様式は令和 06 年分の相続税の申告でも暫定的に提出することができます。国税庁 FAQ(相続税申告書第 11 表)より

※ 相続税の修正申告前の相続税額は第 1 表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」に記載されますがこのシステムは修正申告には対応していません。

※ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」で贈与者が死亡した場合の管理財産、又は「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税」で贈与者が死亡した場合の管理財産の第 4 表・第 4 表の付表の計算は対応していません。

※ 「第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書」及び「第 8 の 2 の 2 表 特例株式等納税猶予税額の計算書」については対応していません。

※ 外国税額控除、医療法人持分の納税猶予及び税額控除、美術品納税猶予の計算には対応していません。

※ OCR 用相続税申告書の印刷は、国税ホームページからダウンロードした OCR 用相続税申告書の PDF ファイルを「特大ページを縮小」で印刷して印刷位置を設定しています。税務署配布の OCR 用相続税申告書の印刷は「ページ設定」「拡大/縮小」で 103%から 105%に拡大して印刷してください。お使いのプリンターによりまして印刷位置の再調整が必要になります。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm>

■ 令和 06 年 1 月 1 日以後の区分所有権財産(分譲マンション)に係る敷地利用権と家屋データの入力について

令和 06 年 1 月 1 日以後の居住用の区分所有権財産(分譲マンション)の評価計算をする「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」の作成に対応しました。

「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 第 2 表」に区分所有権財産に係る敷地利用権の評価計算を追加しました。

分譲マンションの敷地は「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」で計算した区分所有補正率を自用地の評価額に適用して計算します。

相続税がかかる財産の明細書

(土地・家屋等用)

被相続人の氏名

山田 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続税計算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

財産の明細

分割が確定した財産

項番	鑑 定		所在場所		新築(㎡)	延床(㎡)又は棟数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	利用区分	内外	特例	備考	固定資産税評価額(円)	持分割合		
					価 額 (円)			
1	宅地		埼玉県	春日部市	150.00	280,000	1	28,000,000
	自用地(その他)		2丁目				3	14,000,000
			3番4号		42,000,000			
2	宅地		埼玉県	春日部市	2,500.60	1,300,000,1,899	3	20,750,351
	貸家建付地		1丁目					
	6,899(円,899,000)		1番		20,750,351			
3	家屋等		埼玉県	春日部市	63.52	1,899	3	19,225,980
	貸家		1丁目		10,300,000			
			1番101号		19,225,980			

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

○「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

(住居表示)		(神奈川県横浜市青葉区)		
所在地番		区分所有権 1		
家屋番号		3 0		
区分所有補正率の計算	A	①築年数 (注 1) 10 年		①×△0.033 △ 0.330
	B	②総階数 (注 2) 38 階	③総階数指数 (②÷33) (小数点以下第4位切捨てで、1を超える場合は1) 1.000	②×0.239 (小数点以下第4位切捨て) 0.239
	C	④所在階 (注 3) 8 階	④×0.018 0.144	
	D	⑤専有部分の面積 63.52 ㎡	⑥敷地の面積 2500.60 ㎡	⑦敷地権の割合 (共有部分の面積) $\frac{6,600}{1,930,000}$
		⑧敷地利用権の面積 (⑤×⑦) (小数点以下第3位切上げ) 8.56 ㎡	⑨敷地持分狭小度 (⑥÷⑧) (小数点以下第4位切上げ)	⑨×△1.195 (小数点以下第4位切上げ) △ 0.162
	⑩ 評価乖離率 (A + B + C + D + 3.220)			3.111
	⑪ 評価水準 (1 ÷ ⑩)			0.3214400514
	⑫ 区分所有補正率 (注 4・5)			1.8666
備考 備考				

(注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の端数があるときは1年として計算します。
(注2) 「② 総階数」に、地階(地下階)は含みません。
(注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階(地下階)である場合は0とします。
(注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります(補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。)

区 分	区 分 所 有 補 正 率 ※
評 価 水 準 < 0.6	⑩ × 0.6
0.6 ≤ 評 価 水 準 ≤ 1	補正なし
1 < 評 価 水 準	⑩

※ 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有(以下「全戸所有」といいます。)している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利用権に係る区分所有補正率は1」と記載します。ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。
(注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利用権の価額を評価しないこととしていますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します(全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利用権に係る区分所有補正率は1となります。)

(資4-25-4-A4統一)

令和06年1月1日以後の分譲マンションの評価額は、

「VBA 財産評価・土地」システムの「居住用の区分所有権財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」で計算します。

「一棟の区分所有建物」から、①地階を除く階数が2以下のもの及び②居住の用に供する専有部分一室の数が3以下であってその全てを区分所有者又はその親族(以下「区分所有者等」といいます。)の居住の用に供するものを除くこととしており、これらのものは適用対象とはなりません。

○ 区分所有補正率の計算
「区分所有補正率」は、「評価乖離率」、「評価水準」、「区分所有補正率」の順に以下のデータから計算します。

- ・ 築年数
- ・ 総階数
- ・ 所在階
- ・ 専有部分の面積
- ・ 敷地の面積
- ・ 敷地権の割合(共有部分の割合)

■ 令和05年版システムの修正事項について

- ・ 第1表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」第8表の8「税額控除額及び納税猶予税額の内訳書」の様式改正に対応しました。
 - ・ 第1表の付表1と付表2、第2表、第4表、第4表の付表、第6表、第7表、第8表、第8の2表、第8の2の2表、第8の3表、第8の6表、第8の7表、第11の2表、第14表の様式改正に対応しました。
- ※ 令和05年1月1日以後の相続から相続税の修正申告は、第1表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」に記載されますが、このシステムは修正申告書と第5表の付表には対応していません。

■ 令和04年版システムの修正事項について

- ・ 「第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書」で未成年者控除の未成年について令和04年4月1日以降は18歳で、令和04年3月31日以前は20歳で計算するように変更しました。
- ・ 「第8の2表 株式等納税猶予税額の計算書」及び「第8の2の2表 特例株式等納税猶予税額の計算書」については一部動作が不安定のため使用できません。

令和 02 年 4 月からの配偶者居住権データの入力について（一次相続の場合）

「配偶者居住権」とは、被相続人の家に住んでいたその配偶者に限って、相続開始（被相続人の死亡）後、原則として亡くなるまでの間は無償でその家に住み続けることができる権利をいいます。

税制改正により、配偶者居住権には相続税が課税されることとなり下記の方法で評価することになりました。具体的には配偶者居住権を取得した配偶者は「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の合計額、所有権を取得した者（被相続人の子など）は「居住建物」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の合計額を相続したものと評価します。

配偶者が死亡した場合は、配偶者居住権は配偶者の死亡により消滅するため（改正後の民法 1036 条・597 条 3 項）配偶者からの相続（2 次相続）では、権利は承継されないことになります。ただし、配偶者居住権の制限の付いた建物や敷地が、2 次相続により制限のない所有権になるために実質的には取得者はその利益を得ることになります。

「配偶者居住権等の評価明細書」

配偶者居住権等の評価明細書

山田 和夫									
所有者	建 物	(被相続人氏名) 山田 和夫	〔 ① 持分 割合 1 1 〕	(配偶者氏名) 山田 洋子	〔 持分 割合 —— 〕	所在地	横浜市 (住居表示) (横浜市)		
	土 地	(被相続人氏名) 山田 和夫	〔 ② 持分 割合 1 1 〕	(共有者氏名)	〔 持分 割合 —— 〕	(共有者氏名)	〔 持分 割合 —— 〕		
居住建物の内容	建物の耐用年数	※裏面〔参考1〕参照 木造又は合成樹脂造					33	年	③
	建物の経過年数	(建築年月日) 平成21年12月1日	から	(配偶者居住権が設定された日) 令和2年3月20日	… 10 年	〔 6 月以上の期間が 1 年 ※ 6 月未満の期間は切捨て 〕	10	年	④
	建物の利用状況等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計					150	㎡	⑤
		建物の床面積の合計					200	㎡	⑥
の配偶者居住年数等	〔存続期間が終身以外の場合の存続年数〕 (A)					存続年数 (C)			
	(配偶者居住権が設定された日) (存続期間満了の日) 令和2年4月1日 から 令和14年4月1日 … 12 年					〔 6 月以上の期間が 1 年 ※ 6 月未満の期間は切捨て 〕	12	年	⑦
	〔存続期間が終身の場合の存続年数〕 (平均余命) (B)					〔 C 〕		権利現価率	
	(配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢) ※裏面〔参考2〕参照 80 歳 (生年月日 昭和15年5月14日)、性別 女 … 12 年 12 年					〔 ⑤と⑥のいずれか短い年とし、⑤がない場合は⑥の年数 〕	※裏面〔参考3〕参照 0.701		⑧
評価の基礎となる価額	建 物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額					20,000,000	円	⑨
		共有でないものとした場合の相続税評価額					18,500,000	円	⑩
		相続税評価額 (⑩の相続税評価額) × (①持分割合) $\frac{1}{1}$					18,500,000	円	⑪
		(円未満切捨て)							
	土 地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額					60,000,000	円	⑫
		共有でないものとした場合の相続税評価額					58,200,000	円	⑬
		相続税評価額 (⑬の相続税評価額) × (②持分割合) $\frac{1}{1}$					58,200,000	円	⑭
		(円未満切捨て)							

○配偶者居住権の価額

(⑩の相続税評価額)	〔 ⑤賃貸以外の床面積 ⑥居住建物の床面積 〕	(①持分割合)			
20,000,000 円	× $\frac{150}{200}$	× $\frac{1}{1}$		15,000,000	円
				(円未満四捨五入)	
(⑬の金額)	(⑬の金額) $\left[\frac{③耐用年数-④経過年数-⑦存続年数}{③耐用年数-④経過年数} \right]$	(⑤複利現価率)	(配偶者居住権の価額)		
15,000,000 円	— 15,000,000 円 × $\frac{33-10}{33-10}$	× 0.701	9,971,087	円	⑮
			(円未満四捨五入)		

○居住建物の価額

(⑪の相続税評価額)	(配偶者居住権の価額)		
18,500,000 円	— 9,971,087 円		8,528,913 円
			⑯

○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額

(⑬の相続税評価額)	〔 ⑤賃貸以外の床面積 ⑥居住建物の床面積 〕	〔 ①と②のいずれか短い持分割合 〕			
60,000,000 円	× $\frac{150}{200}$	× $\frac{1}{1}$		45,000,000	円
				(円未満四捨五入)	
(⑬の金額)	(⑬の金額)	(⑤複利現価率)	(敷地利用権の価額)		
45,000,000 円	— 45,000,000 円	× 0.701	13,455,000	円	⑰
			(円未満四捨五入)		

○居住建物の敷地の用に供された土地の価額

(⑭の相続税評価額)	(⑰敷地利用権の価額)		
58,200,000 円	— 13,455,000 円		44,745,000 円
			⑱

備考	備考
----	----

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

(資4-25-3-A4統一)

令和 02 年 4 月 1 日以降の配偶者居住権等の評価額は、「VBA 財産評価・土地」システムの「配偶者居住権等の評価明細書」で計算します。

■ 「配偶者居住権」と「居住建物」データの入力について

「家屋等」の「利用区分」の選択入力リスト

相続税申告書

参照データの選択

- 自用家屋
- 貸家
- 駐車場
- 養魚池
- 広告塔
- 配偶者居住権
- 居住建物（自用）
- 居住建物（貸付用）

○ K

キャンセル

第 11 表「相続税がかかる財産の明細書」のデータ入力で、「種目」に「家屋等」、「細目」に「家屋等」を入力して「利用区分」の参照リストから「配偶者居住権」と「居住建物」（自用、貸付用）を選択することができます。

■ 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」データの入力について

「土地」のうち「宅地」の「利用区分」の選択入力リスト

相続税申告書

参照データの選択

- 自用地（事業用）
- 自用地（居住用）
- 自用地（その他）
- 貸宅地
- 貸家建付地
- 貸借権（事業用）
- 貸借権（居住用）
- 貸借権（その他）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（事業用）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（居住用）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（その他）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（事業用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（居住用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（貸付用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（その他）
- その他

○ K

キャンセル

第 11 表「相続税がかかる財産の明細書」のデータ入力で、「種目」に「土地」、「細目」に「宅地」を入力して「利用区分」の参照リストから「配偶者居住権に基づく敷地利用権」（事業用、居住用、その他）と「居住建物の敷地の用に供される土地」（事業用、居住用、その他）を選択することができます。

■ 第 11 表「相続税がかかる財産の明細」への「配偶者居住権」と「居住建物」及び「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の表示について

「配偶者居住権」と「居住建物」及び「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」をそれぞれ区分して第 11 表「相続税がかかる財産の明細」へ表示します。

相続税がかかる財産の明細書							被相続人		山田 太郎		
(相続時精算課税適用財産を除きます。)											
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。											
遺産の分割状況		区 分		1 全部分割		2 一部分割		3 全部未分割			
		分割の日		令和2年6月30日							
財 産 の 明 細							分割が確定した財産				
種 類	細 目	利用区分	所在場所等	数 量	単 価	価 額	取得した人の氏 名	取得財産の価 額			
土地	宅地	配偶者居住権に基づく敷地利用権（居住用）	春日部市3丁目5番15号	165.12 ㎡	第13.11.02の表の付表1	2,691,000	山田 花子	2,691,000			
土地	宅地	居住建物の敷地の用に供される土地（居住用）	春日部市3丁目5番15号	150.78 ㎡	第13.11.02の表の付表1	26,847,000	山田 一郎	4,474,500	持分 1/2		
土地	宅地			㎡			伊藤 幸子	22,372,500	持分 1/2		
土地	宅地	貸家建付地	春日部市3丁目3番6号	150.00 ㎡	第13.11.02の表の付表1	25,451,000	山田 花子	25,451,000			
土地	宅地	自用地（その他）	春日部市2丁目3番4号	150.00 ㎡		42,000,000	山田 花子	28,000,000	持分 2/3		
土地	宅地			㎡			伊藤 幸子	14,000,000	持分 1/3		
土地	宅地	貸家建付地	春日部市1丁目1番	1,000.00 ㎡		427,500	伊藤 幸子	8,550,000	持分 5,820/291,000		
	(小計)					[115,539,000]					
土地	山林	普通山林	東京都都町	30,000.00 ㎡		3,617,100	山田 一郎	3,617,100			
	(小計)					[3,617,100]					
《 計 》						{119,156,100}					
家屋等	家屋等	配偶者居住権	春日部市3丁目5番15号	93.00 ㎡		9,971,087	山田 花子	9,971,087			
				3,874,960	1.00						
家屋等	家屋等	居住建物（自用）	春日部市3丁目5番15号	93.00 ㎡		8,528,913	山田 一郎	8,528,913			
				3,389,270	0.70						
家屋等	家屋等	貸家	東京都文京区4丁目3番6号	8,548,002	0.70	5,088,601	山田 花子	5,088,601			
家屋等	家屋等	貸家	春日部市1丁目1番	73.00 ㎡		12,044,900	伊藤 幸子	12,044,900			
				17,207,000	0.70						
	(小計)					[36,528,501]					
《 計 》						{36,528,501}					

配偶者が取得した「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と長男と長女が取得した「居住建物の敷地の用に供される土地」

配偶者が取得した「配偶者居住権」と長男が取得した「居住建物」

《第 11 表「相続税がかかる財産の明細」の計算例について》

「配偶者居住権等の評価明細書」から、配偶者が取得した「配偶者居住権に基づく敷地利用権」については小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用して計算しています。

また相続人である長男と長女がそれぞれ2分の1で取得した「居住建物の敷地の用に供される土地」については、同居の長男の取得分には小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用して、別居の長女には取得分は小規模宅地等の特例を適用せずに計算しています。

配偶者が取得した「配偶者居住権」と長男が取得した「居住建物」にそれぞれ区分して表示しています。

■ 第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」の「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の表示について

第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」は特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（「居住建物の敷地の用に供される土地」）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（「配偶者居住権に基づく敷地利用権」）の全部又は一部である場合に作成します。

一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（別表1の2）

被相続人 山田 太郎

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。
なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

宅地等の所在地		春日部市 3 丁目 5 番 1 5 号		①宅地等の面積		315.90 m ²	
相続開始の直前における宅地等の利用区分				面積（m ² ）	評価額（円）		
					配偶者居住権に基づく敷地利用権		居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C 及び D に該当するものを除きます。）			②	⑧	⑭	
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等			③	⑨	⑮	
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時において継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地）			④	⑩	⑯	
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（C に該当する部分以外の部分の敷地）			⑤	⑪	⑰	
E	①のうち被相続人等の居住用に供されていた宅地等			⑥ 315.900	⑫ 13,455,000	⑱ 44,745,000	
F	①のうち A から E の宅地等に該当しない宅地等			⑦	⑬	⑲	

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名

山田 花子

1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（m ² ）		面積（m ² ）		面積（m ² ）	
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）	
A	②× $\frac{⑧}{⑤+⑧}$	③			
B	③× $\frac{⑨}{⑤+⑧}$	④			
C	④× $\frac{⑩}{⑤+⑧}$	⑤			
D	⑤× $\frac{⑪}{⑤+⑧}$	⑥			
E	⑥× $\frac{⑫}{⑤+⑧}$ 165.120	⑦ 13,455,000	165.120	13,455,000	
F	⑦× $\frac{⑬}{⑤+⑧}$	⑧			

ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名

山田 一郎

選択割合 1 / 2

1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（m ² ）		面積（m ² ）		面積（m ² ）	
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）	
A	②× $\frac{⑧}{⑤+⑧}$ ×⑧	③×⑧			
B	③× $\frac{⑨}{⑤+⑧}$ ×⑧	④×⑧			
C	④× $\frac{⑩}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑤×⑧			
D	⑤× $\frac{⑪}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑥×⑧			
E	⑥× $\frac{⑫}{⑤+⑧}$ ×⑧ 75.390	⑦×⑧ 22,372,500	75.390	22,372,500	
F	⑦× $\frac{⑬}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑧×⑧			

iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名

伊藤 幸子

選択割合 1 / 2

1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）	
面積（m ² ）		面積（m ² ）		面積（m ² ）	
評価額（円）		評価額（円）		評価額（円）	
A	②× $\frac{⑧}{⑤+⑧}$ ×⑧	③×⑧			
B	③× $\frac{⑨}{⑤+⑧}$ ×⑧	④×⑧			
C	④× $\frac{⑩}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑤×⑧			
D	⑤× $\frac{⑪}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑥×⑧			
E	⑥× $\frac{⑫}{⑤+⑧}$ ×⑧ 75.390	⑦×⑧ 22,372,500		75.390	22,372,500
F	⑦× $\frac{⑬}{⑤+⑧}$ ×⑧	⑧×⑧			

配偶者が取得した「配偶者居住権に基づく敷地利用権」については小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用されます。

同居の長男が取得した「居住建物の敷地の用に供される土地」の 2 分の 1 については、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）は適用されません。

別居の長女が取得した「居住建物の敷地の用に供される土地」の 2 分の 1 については、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）は適用されません。

■ 第 15 表「相続財産の種類別価額表」への「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の表示について

第 11 表「相続税がかかる財産の明細」で計算した「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第 15 表「相続財産の種類別価額表」に「うちがき」で表示します。

相続財産の種類別価額表

(この表は、第 1 1 表から第 1 4 表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)

		被相続人 山田 太郎										(氏 名) 山田 花子											
種 別	細 目	番 号	各 人 の 合 計																				
※ 整 理 番 号			被相続人																				
土地	田	①																					
	畑	②																					
	宅 地	③			1	1	5	5	3	9	0	0	0		6	6	1	4	2	0	0	0	
	山 林	④					3	6	1	7	1	0	0										
	そ の 他 の 土 地	⑤																					
	計	⑥			1	1	9	1	5	6	1	0	0		6	6	1	4	2	0	0	0	
③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権		⑦					2	6	9	1	0	0	0			2	6	9	1	0	0	0	
(一)	⑧のうち通常価額	⑧																					
	⑨のうち特例農地等	⑨																					
家 屋 等		⑩					3	6	5	2	8	5	0	1		1	5	9	5	4	6	8	8
⑩のうち配偶者居住権		⑪						9	9	7	1	0	8	7			9	9	7	1	0	8	7
事業(農業)	⑫のうち農産物の生産用	⑫																					
	⑬のうち農産物の貯蔵用	⑬																					
	⑭のうち農産物の販売用	⑭																					
	⑮のうち農産物の加工用	⑮																					
	⑯のうち農産物の其他用途	⑯																					
用財産		⑰																					
計		⑱																					

《ご注意》

配偶者の「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」、所有権を取得した者（被相続人の子など）の「居住建物」と「居住建物の敷地の用に供される土地」のデータについては、「配偶者居住権等の評価明細書」で評価額を計算してから第 11 表「相続税がかかる財産の明細」「第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）」「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」第 15 表「相続財産の種類別価額表」に表示します。

しかし被相続人の居宅やその敷地が複雑な共有関係になっていた場合や、事業用店舗と居宅の併用住宅、賃貸用のアパートやマンションの一部が居宅になっている場合などは、配偶者居住権等の評価計算と第 11 表の相続財産データの入力に対応できないことがありますのでご注意ください。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

「VBA 相続税申告書」令和 02 年版の変更点

令和 02 年 4 月 1 日以降の相続による配偶者居住権等の計算に対応した相続税申告書については、以下の様式をシステムに対応しています。

- ・第 1 表の付表 1 納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)
- ・第 8 の 6 表の付表 1 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書
- ・第 8 の 6 表の付表 2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書 (一般用)
- ・第 8 の 6 表の付表 2 の 2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書 (株式等用)
- ・第 8 の 6 表の付表 3 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書
- ・第 11 表 相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除く)
- ・第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1(続)小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1)
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1 の 2)
- ・第 12 表 農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書
- ・第 13 表 債務及び葬式費用の明細書
- ・第 14 表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
- ・第 15 表 相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

■ 令和元年版システムの修正事項について

「VBA 相続税申告書」令和元年版の変更点

平成 31 年 1 月 1 日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税申告書について以下の様式を変更しました。

- ・第 1 表 相続税の申告書
- ・第 1 表 (続) 相続税の申告書 (続)
- ・第 1 表の付表 1 納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)
- ・第 1 表の付表 2 還付される税額の受取場所
- ・第 4 表の 2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
- ・第 8 表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
- ・第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書・付表
- ・第 8 の 2 の 2 表 特例株式等納税猶予税額の計算書・付表
- ・第 8 の 3 表 山林納税猶予税額の計算書・付表
- ・第 8 の 7 表 納税猶予税額等の調整計算書
- ・第 8 の 8 表 納税猶予税額の内訳書
- ・第 11 表 相続税がかかる財産の明細書 (相続時精算課税適用財産を除きます。)
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1(続) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)
- ・第 11・11 の 2 表の付表 1 (別表 1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表)
- ・第 14 表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

■ VBA 相続税申告書システムのデータ入力についてのご注意

■ 相続税申告書の入力順序

被相続人・相続人・法定相続分の計算 → 生命保険金・退職金 → 相続税がかかる財産 → 債務及び葬式費用 → 暦年課税の贈与財産 → 精算課税の適用財産 → あん分割合の調整 → 相続税額の加算金額 → 暦年課税分の贈与税額 → 未成年者控除 → 障害者控除 → 相次相続控除 → 相続税の延納申請 の順に入力します。

▼ 法定相続人と法定相続分について

相続税の計算では、「法定相続人」と「各相続人の法定相続分」を調べ必要がありますが、実際に相続が発生するまで法定相続人を調べないのが普通ですが、相続では法定相続人とその法定相続分の情報が必要なので被相続人の家系図などから、親族のうち誰が法定相続人になるのかを調べる必要があります。

▼ 相続財産について

相続税のかかる財産を「土地・土地の権利」「家屋・構築物等」「有価証券・債権」「現金・預貯金等」「事業・家庭用財産」「その他の相続財産」に区分します。さらに「みなし相続財産」として生命保険金や死亡退職金の金額も入力します。相続時精算課税の贈与がある人は、その贈与財産の累積額を入力します。

▼ 債務と葬式費用について

債務とは、試算する時点での「金融機関からの借入金」「税金や医療費の未払金」「不動産賃貸業の敷金」などです。葬儀費用では、居住する地域や宗派、そして葬儀の方法で金額が大きく異なります。相続財産が未分割の場合は、法定相続分の割合により相続財産と債務の金額を入力することになります。

■ 相続税の申告期限

相続税の申告及び納税の期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内です。例えば、1 月 6 日に死亡した場合にはその年の 11 月 6 日が申告期限になります。

● 被相続人と相続人の氏名データの入力について

被相続人と相続人の氏名は一度入力すると訂正することができませんので、相続財産や債務および税額控除のデータ入力前に必ず正しく入力してください。

被相続人と相続人の氏名を訂正するには、「開始」メニューの「編集データの削除」からすべてのデータを削除します。

このシステムは相続人の氏名から相続財産や債務の集計と税額控除の判定を行っています。

そのため相続財産や債務および税額控除のデータ入力後に相続人の氏名を変更すると、正しい相続税申告書を作成することができません。

これは、相続税申告書の計算誤りを防止するための仕様ですのでご了承ください。

● 共同で財産した土地や建物のデータ入力について

土地や建物を共同相続する場合は、端数処理の関係で注意メッセージが発生する場合があります。

例えば、面積 100 m²で評価額が 10,000,000 円の土地を 3 人で共同相続するときは、1 人当たりの分割後のデータは 33.333 m²で 3,333,333 円になります。この場合は、3 人分を合計しても端数処理で必ず不一致になりますので注意メッセージが発生しますが、このメッセージは無視してください。

● 小規模宅地等の特例を適用できる宅地を取得した相続人の氏名について

「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」には、小規模宅地等の特例の適用に同意した相続人の氏名が表示されないのをご注意ください。

例えば、相続人の A、B、C の 3 人がそれぞれ小規模宅地等の特例を適用することができる宅地を相続した場合に、相続人 A のみが小規模宅地等の特例を適用するものとします。

「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」には、相続人の A、B、C の 3 人の氏名が表示されることが必要になりますが、このシステムは相続人の B、C については小規模宅地等の特例を適用することができる宅地を取得したことを判定することができません。

このため「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」の小規模宅地等の特例の適用に同意した相続人の氏名は、「編集」メニューの「被相続人と相続人」から「特例の適用に同意」にチェックを付けてください。

● 配偶者の税額軽減の計算での端数処理について

配偶者の税額軽減により、配偶者の取得した財産が 1 億 6 千万円または法定相続分のどちらか多い金額までの場合は配偶者の相続税額は 0 円になります。

ところが配偶者の税額軽減の計算書における小数点第 3 位の端数処理により、配偶者の相続税額が発生してしまうことがあります。

この場合は「編集」メニューの「あん分割合の調整率」より配偶者のあん分割合を変更すると、配偶者の相続税額を 0 円にすることができます。

● 相続税額の 2 割加算のデータ入力について

相続人データの入力では、取得原因に「相続」や「遺贈」を選択します。

遺贈は「遺贈（2 割加算）」で入力してください。相続人が兄弟姉妹は、法定相続人でも「相続（2 割加算）」になります。また養子となった孫も相続税の 2 割加算の対象となるので「相続（2 割加算）」になります。

ただし相続税の 2 割加算の計算は「第 4 表 相続税額の加算金額」から入力しますのでご注意ください。

● 未成年者控除と障害者控除の控除未済額について

未成年者控除と障害者控除の控除未済額は、扶養義務者から差し引くことができます。

しかし未成年者控除と障害者控除の控除未済額は、扶養義務者からも差し引いても控除金額が残る場合は注意メッセージが発生しますが、このメッセージは確認のためですので無視してください。

● 債務と葬式費用のデータ件数について

債務と葬式費用は最大 10 件まで入力することができます。

しかし債務と葬式費用が 10 件では足りないときは「別紙借入金明細のとおり」または「別紙葬式費用明細のとおり」として合計金額で入力してください。

この場合は、相続税申告書には「借入金明細」または「葬式費用明細」を添付することになります。

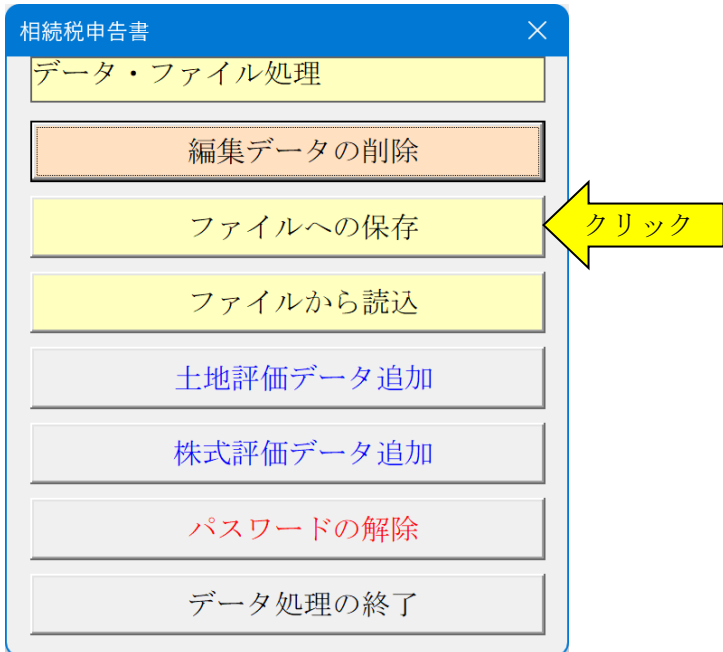
《「VBA 相続税申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 相続税申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

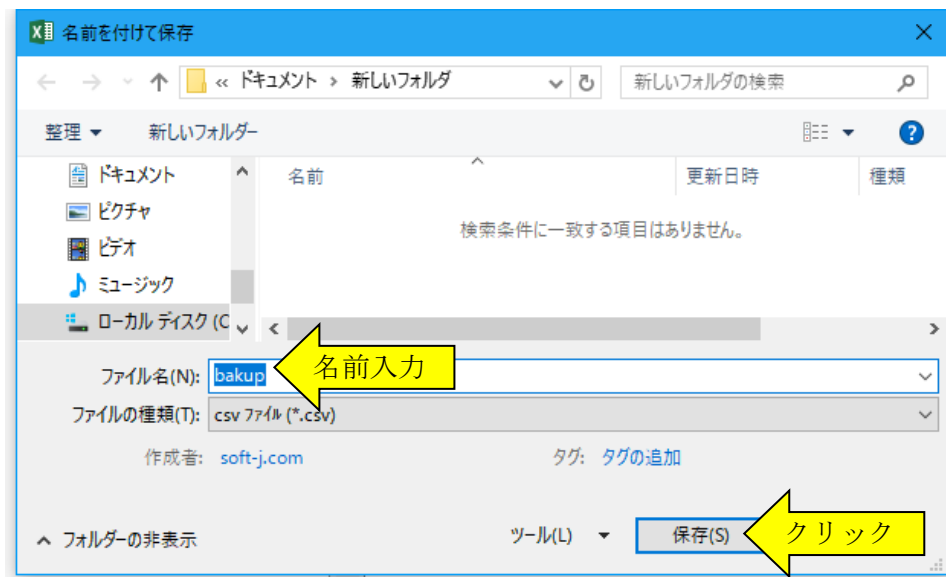
■ 「VBA 相続税申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくとも管理しやすくなります。

■ 「VBA 相続税申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

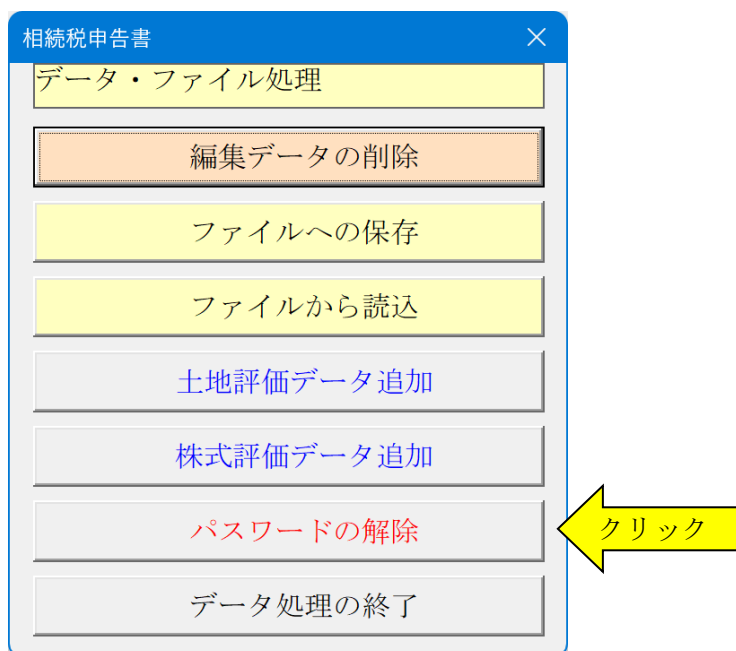
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

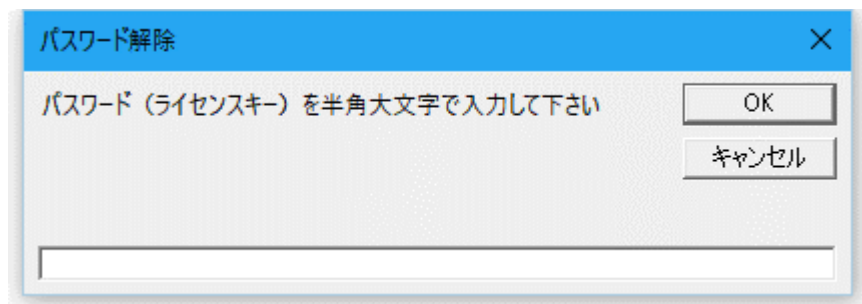
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



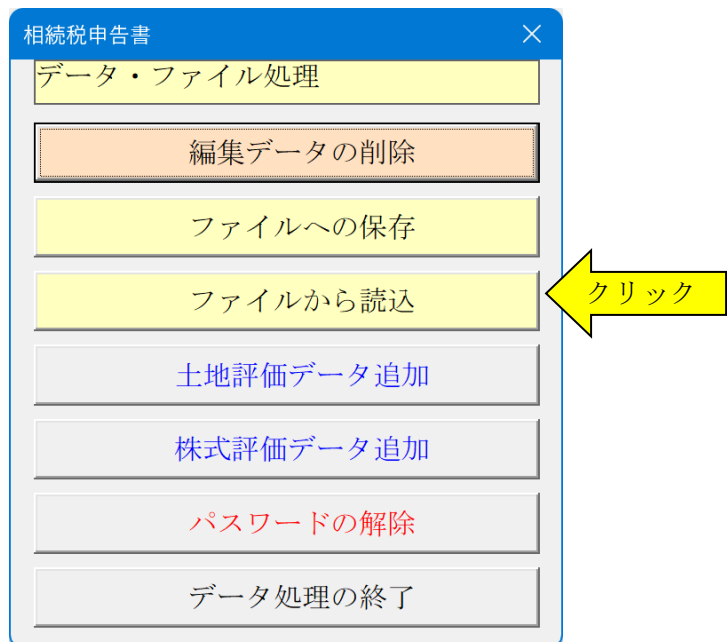
入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



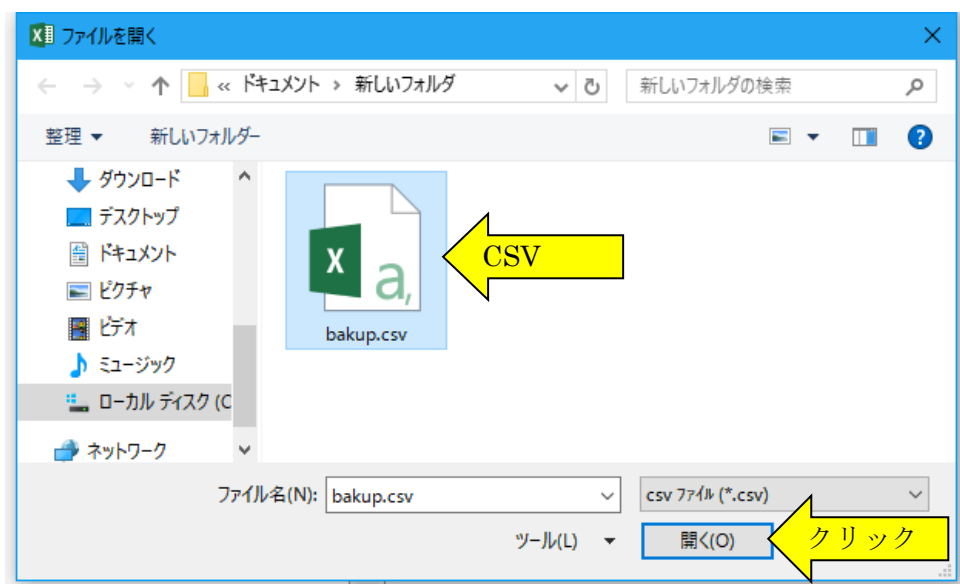
■ 「VBA 相続税申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



■ 「財産評価・土地」「財産評価・株式」システム設定からのデータの移行手順について

「VBA 相続税申告書」システムでは「VBA 財産評価・土地」「VBA 財産評価・株式」システム設定からのデータの移行することができます。ただし相続財産が未分割の場合はデータの移行ができませんのでご注意ください。

「VBA 財産評価・土地」システムの「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

「VBA 財産評価・株式」システム「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

相続財産評価

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

相続財産評価

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

株式評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

「VBA 相続税申告書」システムの「開始」メニューから「土地評価データ追加」または「株式評価データ追加」ボタンから CSV ファイルのデータを移行します。

相続税申告書

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ追加

株式評価データ追加

パスワードの解除

データ処理の終了

※ ご注意

「配偶者居住権等の評価明細書」「区分所有権財産の評価明細書」「定期借地権等の評価明細書」の計算データについては適用が複雑のために「相続税申告書」とは連動しないようになっています。

■ 「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューでユーザーデータの登録からシステムの初期設定をします。

相続税申告書 X

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ追加

株式評価データ追加

パスワードの解除

データ処理の終了

○ 編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 土地評価データ追加

「VBA 財産評価・土地」システムで作成した CSV ファイルから相続財産データを追加します。

○ 株式評価データ追加

「VBA 財産評価・株式」システムで作成した CSV ファイルから相続財産データを追加します。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

■ 「編集」メニューと入力用フォーム

相続税申告書

データの編集

被相続人と相続人 第1表	未成年者控除 第6表
生命保険金・退職金 第9・10表	障害者控除 第6表
相続税がかかる財産 第11表	相次相続控除 第7表
精算課税の適用財産 第11表の2表	外国税額控除 第8表
債務および葬式費用 第13表	株式等納税猶予 第8の2表
暦年課税の贈与財産 第14表	特例株式等納税猶予 第8の2の2表
あん分割合の調整率 第1表	山林納税猶予 第8の3表
相続税額の加算金額 第4表	医療法人持分納税猶予 第8の4表
暦年課税の贈与税額 第4表の2	美術品納税猶予 第8の5表
納税義務等の承継 第1表の付表1	事業用資産納税猶予 第8の6表
還付税金受取場所 第1表の付表2	データ編集の終了

「編集」メニューから
「被相続人・相続人」「土地・土地の権利」「家屋・構築物」「有価証券・債権」「現金・預貯金等」「事業・家庭用財産」「その他相続財産」「債務・葬式費用」「贈与財産・税額」「相続の税額控除」のデータの入力と編集をします。

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務と葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）から、基礎控除額（3,000万円＋法定相続人×600万円）を控除して計算します。相続税はその財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合に、その超える部分（課税遺産総額）に対して課税されます。

■ 相続税の計算手順

STEP1 相続税の課税価格の計算

各相続人の相続や遺贈で取得した相続財産に死亡生命保険や死亡退職金などの「みなし相続財産」を加算して、債務と葬式費用を差し引いて相続税の課税価格を計算します。

各相続人の課税価格の合計 = 課税価格の合計額

STEP2 相続税の総額の計算（平成27年1月以降）

相続税の課税価格の合計額から、基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を差し引いて、相続税の「課税遺産総額」を求めます。

課税価格の合計額 - 基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数） = 課税遺産総額

相続税の課税遺産総額を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計して相続税の総額を計算します。法定相続分で計算するため、相続税の総額はどのような遺産分割をしても同額です。

課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分 = 法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額（千円未満切り捨て）

法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額 × 相続税率 - 控除額 = 算出税額

各法定相続人の算出税額の合計 = 相続税の総額

配偶者の税額軽減の計算

配偶者の税額軽減では、配偶者の取得した財産が1億6千万円または法定相続分のどちらか多い金額までは相続税が課税されません。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。そして、各相続人の相続税額から、配偶者の税額軽減など税額控除の金額を控除します。

最後に税額控除の控除後の金額から、相続時精算課税の贈与税額を差し引いて、各相続人の納付税額を求めます。

相続税の総額 × 各人の課税価格 ÷ 課税価格の合計額 = 各相続人の相続税額

各相続人の相続税額 - 相続税の税額控除 - 相続時精算課税の贈与税額 = 各相続人の納付税額

■ 相続人と被相続人のデータ入力

法定相続人のデータは、相続税の基礎控除額の計算や死亡保険金と死亡退職金の非課税の計算に使用します。

被相続人・相続人 (第1表)

被相続人のデータ | 相続人氏名のデータ | 法定相続分のデータ | 修正申告前のデータ |

相続年月日	令和6年4月1日	相続年月日が R06.01.01 以降でないとは相続税の計算はできません。
フリガナ	ヤマダ タロウ	
氏名	山田 太郎	
生年月日	S20.10.19	令和6年4月1日以後の相続のため未成年者控除の未成年を18歳で計算する。
年齢	73	
住所	「相続税の申告のしかた」埼玉県春日部市	
職業	会社役員	

遺産の分割状況

全部分割の日	R06.10.25	分割の日とは相続税申告書の第11表に記載されます。
一部分割の日		年月日は R06.03.31 のように入力して下さい。

税務署名

税務署番号

税務署名と税務署番号は「領収済通知書（納付書）」に表示されます。

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保 存 キャンセル

■「被相続人」のデータ入力

被相続人（死亡した人）の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、住所、職業を入力します。

法定相続人の数は、相続の放棄をした人もその放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

法定相続人に養子がいる場合の法定相続人の数は、
被相続人に実子がいる場合は、養子のうち 1 人を法定相続人に含めます。
被相続人に実子がいない場合は、養子のうち 2 人を法定相続人に含めます。

被相続人・相続人 (第1表)

被相続人のデータ | 相続人氏名のデータ | 法定相続分のデータ | 修正申告前のデータ |

フリガナ	ヤマダ ハナコ	ヤマダ イチロウ	イトウ サチコ		
氏 名	山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子		
生年月日	S30.09.17	S56.03.24	S58.02.14		
年 齢	69	43	40		
郵便番号	344-0001	344-0001	272-0001		
住 所	「相続税の申告のし かた」春日部市3 丁目5番16号	「相続税の申告のし かた」春日部市3 丁目5番16号	「相続税の申告のし かた」市川市6丁 目3番1号		
電話番号	034-567-8900	034-567-8900	045-567-9000		
職 業	なし	会社役員	なし		
統 納	妻	長男	長女		
取得原因	相続	相続	相続		
個人番号	123456789012	234567890123	345678901234		
整理番号					
申告書と取り扱 わがない人	☐ 参考として記載	☐ 参考として記載	☐ 参考として記載	☐ 参考として記載	☐ 参考として記載

登録できる相続人は7人までです。整理番号は「領収通知書(南付表)」に記載されます。
「特例の適用に同意」から第11・11表の付表1の小規模宅地等の特例の適用に同意欄に氏名が記載されます。

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更
した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保 存 キャンセル

■「相続人」のデータ入力

法定相続人や遺贈を受けた人の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業などを入力します。

取得原因は「相続」や「遺贈」を選択します。
遺贈は「遺贈（２割加算）」で入力してください。
相続人が兄弟姉妹は、法定相続人でも「相続（２割加算）」になります。
また養子となった孫も相続税の２割加算の対象となるので「相続（２割加算）」になります。

※ 相続税の2割加算の計算は「相続税額の加算金額 第4表」から入力します。

被相続人・相続人 (第1表)
×

被相続人のデータ | 相続人氏名のデータ | 法定相続分のデータ | 修正申告前のデータ |

氏名	続柄	取得原因	法定相続分の計算				
山田 花子	妻	相続	1	×	0	=	1
			2		0		2
山田 一郎	長男	相続	1	×	1	=	1
			2		2		4
伊藤 幸子	長女	相続	1	×	1	=	1
			2		2		4
			0	×	0	=	0
			0		0		0
			0	×	0	=	0
			0		0		0
			0	×	0	=	0
			0		0		0
			0	×	0	=	0
			0		0		0
				×		=	
				×		=	

法定相続分の合計が1になるように入力して下さい。

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保 存

キャンセル

■「法定相続分」のデータ入力

法定相続人の氏名から法定相続分のデータを入力します。
各相続人の法定相続分の合計が必ず1になるように入力
してください。

相続財産、債務、税額控除を入力したあとに、相続人の追加や変更、法定相続分の訂正があった場合には税額が正確に計算されない場合がありますので、相続人氏名と法定相続分は正確に入力して下さい。

相続財産、債務、税額控除のデータ入力後の相続人、法定相続分の変更は、その相続財産データを再入力します。

相続税は死亡した人の財産を相続や遺贈（死因贈与含む）によって取得した場合にその取得した財産にかかります。相続財産は、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

相続財産申告書（第1表）

財産番号 1		取得の経緯		データの検索	
相続した財産の明細・価額 共同相続した相続人データ 					
種目	土地	☐ 国外資産に該当する			
地域	市県 市県 所在地(居住用)				
利用区分等特等	利用区分参照				土地、家は都道府県・市町村及び町名や番地を入力します。その場合は名称欄欄を空白と見なす。 道路等は金融機関等と異なる。 預貯金は金融機関番号と支店番号及び通帳号を入力します。
主権・支配の所在場所等	都道府県	市区町村	町・丁目・入字	番地又は家屋番号	
金融機関・証券会社等の名称と口座番号及び口座名義者氏名	埼玉県	春日部市	3丁目	5番16号	
埼玉県春日部市3丁目5番16号					
面積	延量	単位	単価	所在場所参照	
	165,000	m ²	390,000	相続財産の価額	取得した人の氏名
固定資産税評価価額	評価率・補正率		64,350,000	取得した人を選択してください	
	0	0.0000	区分所有建物費(マンション)は区分所有建比率を係数に入力します。	取得財産の価額	単価で相続した相続人を選択します。その相続分は空欄にして下さい。
取得直接入力			64,350,000		
☒ 数量・単価・係数を自動計算する			☐ 区分所有資産に該当する		
共有持分の計算	分子(持分)	0	相続財産の価額	配偶者死亡時等の分割申渡書で相続人の持分から計算した「遺言者居住用の建物」または「居住用途の建物」または「遺言者居住用に基づく敷地利用地の価額」と「母体建物の敷地の坪数に占める上乗の価額」が直接相続財産の価額に入力します。	
	分母(全份)	0	64,350,000		

未分割の場合は「取得した人の氏名」と「共同で相続した人の氏名」は入力しないで下さい。
小規模宅地等分割したデータを第1表に記載してはなりません。

小規模宅地の特別計算と土地の納税額計算とは分割別記載は選択できません。取得した人を相続人の氏名から選択して下さい。

データは「更新登録」「編集保存」ボタンで確定します。

編集保存 **データ削除** **終了**

○ 相続財産データの入力

「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の路線価による土地の評価額データや倍率方式による土地の評価額などの相続財産のデータを入力します。

相続財産のデータは 1 件ごとに入力します。
データ入力後は第 11 表の「相続税がかかる財産の明細書」、「小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書」、第 15 表の「相続財産の種類別価額表」などに転記します。

土地と家屋では、都道府県と市区町村および町・丁目・大字と番地又は家屋番号を同時に入力します。

相続財産の明細 (第1表)

遺産番号 1

出典の元データ データの検索

相続した財産の明細・価額 共同相続した相続人データ

共同で相続した人の氏名	特分の計算		取得財産の価額	足の宅地の地価	小規模宅地等の種類	適用される割合	小規模宅地等の地価	小規模宅地等の特免
	分子	分母						
山田 花子	1	3	21,450,000	55,000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
山田 一郎	1	3	21,450,000	55,000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
伊藤 幸子	1	3	21,450,000	55,000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
	0	0				00	0,000	
	0	0				00	0,000	
	0	0				00	0,000	
	0	0				00	0,000	
共有持分の合計が1になるよう入力して下さい。			64,250,000				165,000	12,870,000

相続関係図の事業

共同相続した土地に小規模宅地等の特免計算を適用する場合に入力します。同じ宅地に事業用宅地と居住用宅地の両方の特免を適用する場合には、別々の宅地として入力して下さい。

小規模宅地等を選択した場合には、共同相続した相続人ごとに適用した小規模宅地等の種類と地価のカータを入力します。同じ宅地のすべてに小規模宅地等の特免を適用できない場合には、別々の宅地として入力して下さい。

共同相続の計算をした場合には、相続の順位別計算はできません。

小規模宅地等の特免の適用にあたっての同意

その宅地等と取得した全ての人の氏名を選択します。

山田 花子 山田 一郎 伊藤 幸子

最初 前へ 次へ 最後

データは「新規登録」「編集保存」ボタンで確定します。

編集保存 終了 終了

○ 小規模宅地等特例データの入力

小規模宅地等の特例計算では相続人の氏名欄に小規模宅地等の特例の適用した金額を入力します。

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人の
 自宅として居住していた宅地等またはその相続の開始前
 に被相続人の事業で使用していた宅地等は一定の割合
 （最大 80％）を減額することができます。

相続財産生年明細書（第1表）

財産番号

7

用データ検索

データの検索

相続した財産の明細・情報

種目

家屋等

☐ 国外資産に該当する

細目

家屋等

利用区分分類等

自用家屋

利用区分参照

土地・家屋の所在
（所在地等）

都道府県

市区町村

町・丁目・大字

地番又は家屋番号

土地・家屋は都道府県と市区町村及び町名や番地を入力します。有価証券は金融機関名を入力する。酒類の旨等は金融機関名と支店名及び口座番号を入力します。

所在地等

市町村

町丁目

番地

所在地等

埼玉県

春日部市

3丁目

5番16号

所在地等

埼玉県春日部市3丁目5番16号

所在地参照

相続した財産の価額の計算

数量

単位

単価

120.000

㎡

0

相続財産の価額

取得した人の氏名

単価×相続した単価と面積を乗算します。取得した面積には金額にしてください。

固定資産税評価額

数量×単価

3,874,960

1.0000

取得財産の価額

3,874,960

区分所有建物等（マンション）は区分所有権比率を価額に代入します。

取得財産の価額

3,874,960

☒ 数量・単価・価額を自動計算する
 ☐ 区分所有資産に該当する

共有持分の計算

分子（持分）

0

分母（全份）

0

相続財産の価額

3,874,960

配偶者居住権等の評価明細書が相続人の持分から計算した「取得した住居の価額」と「居住建物の価額」または「建物の敷地等に基づく直接利用権の価額」と「居住建物の敷地の用に供する土地の価額」を直接取得財産の数量に代入します。

本分割の場合は「取得した人の氏名」と「共同で相続した人の氏名」は入力しないで下さい。法定相続分で分割したデータを第10表に転記して下さい。

小規模宅地の特例計算と土地の納税額計算は本分割の場合は選択できません。取得した人を相続人の氏名から選択して下さい。

データ戻し（再取得済）

編集保存

終了

○ 家屋・構築物データの入力

自宅の家屋やマンションおよび賃貸マンション、貸家などの固定資産税評価額を入力します。

相続財産が未分割の場合に「取得した人の氏名」を空欄にすると、相続財産が法定相続分で分割されたものとして法定相続分で分割後データを第 15 表に転記します。

未分割の相続財産または債務・葬式費用が入力されると、相続人の追加と法定相続分の変更はできません。

■ 小規模宅地等特例の適用（平成 27 年 1 月以降）

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人の自宅として居住していた宅地等またはその相続の開始前に被相続人の事業で使用していた宅地等は一定の割合（最大 80％）を減額することができます。
相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

平成 27 年 1 月以降	限度面積	減額割合
特定居住用宅地等	330 m ²	80％
特定事業用宅地等	400 m ²	80％
特定同族会社事業用宅地等	400 m ²	80％
貸付事業用宅地等	200 m ²	50％

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用について

- ① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等が適用対象から除外されます。
- ② 一の宅地等について共同相続があった場合は、取得した者ごとに適用要件が判定されます。
- ③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合は、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。

- 特例の対象となる宅地等は、個人が相続や遺贈により取得した宅地等で次のすべての要件に該当するものです。
- ① 相続開始直前において、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等であること。この場合、事業には事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為（準事業）が含まれます。
 - ② 建物又は構築物の敷地の用に供されていたものであること。
 - ③ 棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものであること。
 - ④ 各人が取得した宅地等のうち、この特例の適用を受けるために選択した宅地等が限度面積までの部分であること。
 - ⑤ 特例の適用を受けようとする宅地等が相続税の申告期限までに分割されていること。

- その宅地等が申告期限までに分割されていない場合であっても、次のいずれかに該当することになったときは、この特例の適用を受けられます。
- ① 相続税の申告期限から 3 年以内に分割された場合
 - ② 相続税の申告期限から 3 年を経過する日において分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から 4 か月以内に分割されたとき

この特例の適用を受けることができる宅地等を取得した人が 2 人以上であるときは、その宅地等を取得した人全員の選択についての同意が必要です。

○ 特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等がある場合（貸付事業用の宅地等がない）の限度面積

特定居住用
宅地等の
面積の合計

≤ 3 3 0 m²

特定事業用
宅地等の
面積の合計

≤ 4 0 0 m²

合計で 7 3 0 m²

○ 貸付事業用宅地等に特定居住用宅地等と特定事業用宅地等がある場合の限度面積

特定居住用
宅地等の
面積の合計

×

2 0 0
3 3 0

+

特定事業用
宅地等の
面積の合計

×

2 0 0
4 0 0

+

貸付事業用
宅地等の
面積の合計

≤ 2 0 0 m²

相続財産の申告 (第11表)

財産番号 13

相続した財産の明細・価額

種目 有価証券

項目 有価証券

利用区分振替等 W株・株主 重託

取得年月日 取得場所 金融機関名 支店名 口座番号

取得した財産の価額の計算

数量 単位 価額

10,000 株 783

相続財産の価額 7,830,000

取得した人の氏名 山田 花子

取得財産の価額 7,830,000

配当・配当・配当の自動計算をする。

所有持分の計算

分子 (持分)

分母 (全体)

相続財産の価額 7,830,000

本表の場合は「取得した人の氏名」と「取得で相続した人の氏名」は入力しないで下さい。

小遺贈と他の特別計算と遺贈の納税額計算は未分割の場合は選択できません。取得した人を相続人の氏名から選択して下さい。

最初 前へ 次へ 最後

データを「新規登録」「編集保存」ボタンで確定します。

編集保存 データ削除 終了

○ 有価証券データの入力

上場株式や取引相場のない自社株式、国債や公社債のデータを入力します。

有価証券は

- ・ 特定定同族会社の株式 (配当還元方式)
- ・ 特定定同族会社の株式 (その他の方式)
- ・ その他の株式及び出資
- ・ 公債及び社債
- ・ 証券投資信託受益証券 に区分します。

有価証券では金融機関名と支店名を同時に入力します。

相続財産の申告 (第11表)

財産番号 22

相続した財産の明細・価額

種目 現金・預貯金等

項目 預貯金

利用区分振替等 普通預金

取得年月日 取得場所 金融機関名 支店名 口座番号

取得した財産の価額の計算

数量 単位 価額

0 0

相続財産の価額 2,184,100

取得した人の氏名 山田 花子

取得財産の価額 2,184,100

配当・配当・配当の自動計算をする。

所有持分の計算

分子 (持分)

分母 (全体)

相続財産の価額 2,184,100

本表の場合は「取得した人の氏名」と「取得で相続した人の氏名」は入力しないで下さい。

小遺贈と他の特別計算と遺贈の納税額計算は未分割の場合は選択できません。取得した人を相続人の氏名から選択して下さい。

最初 前へ 次へ 最後

データを「新規登録」「編集保存」ボタンで確定します。

編集保存 データ削除 終了

○ 現金・預貯金等データの入力

現金や普通預金、定期預金、定期積金などの預金残高のデータを入力します。

預貯金等では金融機関名と支店名および口座番号を同時に入力します。

その他の相続財産として生命保険金や死亡退職金、ゴルフ会員権、電話加入件、書画骨とう品などのデータを入力します。

代償分割の場合は「その他の財産」「代償財産」を選択して、プラスの相続人とマイナスの相続人に入力します。

○ 相続時精算課税の適用財産データの入力

被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した場合は、その贈与財産の価額 (贈与時の価額) を相続財産の価額に加算して相続税額を計算します。

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して計算します。

相続時精算課税適用財産の明細書 (第11表の2)

相続時精算課税適用財産・贈与税額控除額 相続時精算課税適用財産の明細書

贈与を受けた人の氏名 贈与年月日 種類 項目 所在場所等 数量 価額

山田 一郎 R05.05.14 有価証券 特定同族会社株式 東京都文京区1丁目3番5号 2,000

P 商事債 14,625,000

山田 一郎 R05.05.14 現金 現金 R銀行春日部支店 0

定期預金 10,001,035

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

年日データを入力する場合は H28.12.30 のように入力して下さい。

O K キャンセル

※ 相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告より還付を受けることができます。

純資産価額に加算される贈与財産価額 (第14表)

「純資産に加算される贈与財産・特定贈与財産」 公益法人などに寄贈した財産 | 特定公益法人・信託などに寄付した相続財産 |

贈与を受けた人の氏名 (相続開始3年以内の贈与)	贈与年月日	種類	細目	数量	価額のうち特定贈与財産の価額	相続税の課税価格に算入される価額
山田 花子	R06.03.30	土地	宅地	117.64		
	春日部市			19,998,800	19,998,800	0
山田 花子	R06.03.30	現金	現金			
	春日部市			1,000,000	0	1,000,000
伊藤 幸子	R06.03.30	現金	現金			
	春日部市			2,000,000	0	2,000,000
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0

年月日データを入力する場合は R06.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 暦年課税贈与の適用財産データの入力

相続などにより財産をもらった人が、被相続人からその死亡前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、贈与を受けた財産の贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

3年以内の贈与であれば贈与税が課税されない基礎控除額 110 万円以下の贈与財産や、死亡した年に贈与されている財産の価額も加算されます。

贈与税の配偶者控除を受けている財産は、相続財産に加算する必要はありません。

その加算された財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されます。

生命保険金・退職手当金 (第9表・第10表)

生命保険金 | 退職手当金 |

保険会社の所在地	保険会社の名称	年月日	受取金額	受取人氏名
東京都千代田区	〇生命保険	R08.08.31	38,828,482	山田 一郎
東京都千代田区	H生命保険	R08.08.31	5,000,000	山田 一郎
東京都千代田区	L生命保険	R08.08.31	10,000,000	山田 一郎
東京都中央区	F生命保険	R08.08.31	20,000,000	伊藤 幸子
東京都港区	愛恵保険	R08.08.31	10,788,125	伊藤 幸子

年月日データを入力する場合は R08.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 生命保険金のデータの入力

被相続人の死亡により受け取った生命保険金や損害保険金で、その保険料を被相続人が負担していたものは相続税が課税されます。

この死亡保険金の受取人が相続人である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超えるときは、その超える部分の金額に相続税が課税されます。

500 万円×法定相続人の数＝非課税限度額

生命保険金・退職手当金 (第9表・第10表)

生命保険金 | 退職手当金 |

勤務先の所在地	勤務先の名称	年月日	手当名称	受取金額	受取人氏名
東京都文京区	W宏事業	R08.08.31	退職金	40,000,000	山田 花子
東京都文京区	W宏事業	R08.08.31	功労金	5,000,000	山田 花子
				0	
				0	
				0	

年月日データを入力する場合は R08.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 死亡退職金のデータの入力

被相続人の死亡によって支給される退職手当金、功労金などで、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは相続財産とみなされて相続税が課税されます。

全ての相続人が取得した退職手当金等を合計した額が非課税限度額を超えるときは、その超える部分の金額に相続税が課税されます。

500 万円×法定相続人の数＝非課税限度額

▼ 死亡保険金の課税について

被保険者が死亡し受取人が死亡保険金を受け取った場合は、契約者、被保険者、受取人の契約形態により相続税以外に所得税または贈与税の課税の対象になります。

契約者 (保険料負担者)	被保険者 (死亡した人)	受取人	課税関係
父	父	母	相続税
母	父	母	所得税
子	父	母	贈与税

相続税のあん分割調整データの入力

一般相続人の場合

氏名	配偶	計算した値	自動計算の値	変更する値
山田 花子	妻	0.51000000	0.51000	
山田 一郎	長男	0.26000000	0.26000	
伊藤 幸子	長女	0.23000000	0.23000	
		0.00000000	0.00000	
		0.00000000	0.00000	
		0.00000000	0.00000	
		0.00000000	0.00000	
		0.00000000	0.00000	
		合計	1.00000	0.00000000

自動計算の値は、合計値が1になるように一番目の相続人で調整しています。このため、配偶者の税額軽減を適用しても配偶者に相続税が発生する場合には、配偶者の割合を変更して配偶者の相続税額が0円になるように入力します。

小数点2位未満の端数を、合計値が1になるようにデータを変更して調整して下さい。

OK キャンセル

○ 相続税のあん分割合の調整の入力

あん分割合の調整をする場合には相続財産・債務・税額控除のデータをすべて入力してから、もう一度戻ってあん分割合を入力して下さい。

相続財産のデータを変更、追加入力した場合もあん分割合を再入力して下さい。あん分割合の桁数は小数点5桁まで入力することができます。

■ 配偶者の税額軽減

配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、次の金額のどちらが多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

（この特例の対象となる財産には、税務調査において仮装又は隠ぺいされていたとされた財産は含まれません。）

- ① 1 億 6 千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書に申告期限後 3 年以内の分割見込書を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から 3 年以内に分割したときは税額軽減の対象になります。

配偶者の税額軽減額は相続財産データから自動計算しますが、配偶者の相続財産が 1 億 6 千万円以下で配偶者の相続税額が 0 円になるのに相続税額が発生する場合があります。

これはあん分割合の端数処理の関係で発生しますので、あん分割合の端数を調整して 0 円にすることができます。

▼ 相続税がかからない非課税財産（主なもの）

- ① 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
- ② 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によってもらった財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの
- ③ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
- ④ 相続財産とみなされる生命保険金のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑤ 相続財産とみなされる退職手当金等のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑥ 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの
- ⑦ 相続や遺贈によってもらった財産で相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続や遺贈によってもらった金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

■ 債務と葬式費用および税額控除のデータ入力

債務と葬式費用は相続財産から差し引くことができます。
税額控除には配偶者の税額軽減、贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除などがあります。

債務・葬式費用 (第19表)

債務の明細 | 葬式費用 |

種類	債権者の氏名・名称	発生年月日	金額	負担することが確定した債務
種目	債権者の住所・所在地	発済月日		負担者の氏名 負担金額
公租公課	春日部市役所	R06.04.30	345,900	山田 一郎 345,900
固定資産税				
公租公課	春日部事務所	R06.04.30	250,800	山田 一郎 250,800
固定資産税				
公租公課	町役場	R06.04.30	4,800	山田 一郎 4,800
固定資産税				
公租公課	春日部税務署	R06.04.30	310,800	山田 一郎 310,800
所得税				
公租公課	春日部市役所	R06.04.30	510,700	山田 一郎 510,700
住民税				
銀行借入金	11銀行 春日部支店	H31.12.14	22,633,340	山田 一郎 22,633,340
証券借入		R06.12.14		
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

負担することが確定していない債務 0

負担することが確定していない場合は、負担者の氏名を入力しないで下さい。年月日データを入力する場合は R01.12.31 のように入力して下さい。

O K キャンセル

○ 債務のデータ入力

金融機関の借入金、税金や医療費の未払金、不動産賃貸業の敷金などのデータを入力します。

債務は被相続人が死亡したときにあつたに確実に認められるものです。

被相続人に課税される税金で被相続人の死亡後相続人などが納付又は徴収されることになった所得税などの税金については被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、債務として差し引きます。

※ 借入金などの債務が 10 件では足りないときは、「別紙借入金明細のとおり」として合計金額で入力してください。この場合は、相続税申告書には「借入金明細」を添付することになります。

債務・葬式費用 (第19表)

債務の明細 | 葬式費用 |

支払先の氏名・名称	支払先の住所・所在地	年月日	金額	負担することが確定した葬式費用
				負担者の氏名 負担金額
K 寺	春日部市	R06.04.30	1,500,000	山田 花子 1,500,000
タクシー	春日部市	R06.04.30	150,600	山田 花子 150,600
M 商店	春日部市	R06.04.30	100,900	山田 花子 100,900
N 商店	春日部市	R06.04.30	20,300	山田 花子 20,300
葬儀社	春日部市	R06.04.30	1,500,000	山田 花子 1,500,000
その他	別紙のとおり		87,800	山田 花子 87,800
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

負担することが確定していない葬式費用 0

債務や葬式費用でデータの入力欄が不足する場合には「別紙明細書のとおり」と入力して相続税申告書に債務や葬式費用の内訳明細書を添付してください。
年月日は R06.03.31 のように入力して下さい。

負担することが確定していない場合は、負担者の氏名を入力しないで下さい。年月日データを入力する場合は R01.12.31 のように入力して下さい。

O K キャンセル

○ 葬式費用の入力

支払先」は葬儀社やお寺の名称などを入力します。
葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときは遺産総額から差し引くことができます。

被相続人が生前に購入したお墓の未払代金など非課税財産に関する債務は、遺産総額から差し引くことはできません。

※ 葬式費用の詳細が 10 件では足りないときは、「別紙葬式費用明細のとおり」として合計金額で入力してください。この場合は、相続税申告書には「葬式費用明細」を添付することになります。

相続税の未成年者控除 (第6表)

未成年者の氏名				合計
年齢 (1歳未満切迫)				
未成年者控除額				0
未成年者の相続税額	0	0	0	0
控除されない金額				0
未成年者の扶養義務者				
扶養義務者の相続税額				
未成年者控除額				0

未成年者控除の未成年は、令和4年4月1日以降は「18歳」となりますが令和4年3月31日以前は「20歳」となります。

この相続税申告書より前の相続税申告書で未成年者控除の適用を受けた人は、控除額に制限がありますのでご注意ください。

控除控除のデータは相続財産と債務・葬式費用のデータの入力後に入力してください。相続財産と債務・葬式費用のデータを変更した場合は相続人リストから再選択します。

O K キャンセル

○ 未成年者の税額控除データの入力

相続や遺贈で財産をもらったときに 20 歳未満である法定相続人は、未成年者控除として一定の金額を相続税から差し引くことができます。

未成年者控除額は、その未成年者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円（平成 27 年 1 月以降は 10 万円）で計算した額です。
1 年未満の期間は切り上げて 1 年となります。

控除不足額は未成年者の扶養義務者の相続税から控除することができますので、その金額を扶養義務者間で協議の上配分します。

相続税の障害者控除 (第6表)

一般障害者		特別障害者		
障害者の氏名				合計
年齢 (18歳未満切迫)	0	0	0	0
障害者控除額	0	0	0	0
障害者の相続税額	0	0	0	0
控除しきれない金額	0	0	0	0
障害者の扶養義務者				
扶養義務者の相続税額	0	0	0	0
障害者控除額	0	0	0	0

平成27年1月1日以後に相続開始の場合は、障害者控除額は10万円（特別障害者20万円）に相続人が85歳に達するまでの年数乗じる計算になります。

以前の相続税申告書で障害者控除の適用を受けた人は、控除額に制限がありますのでご注意ください。

相続税のデータは相続財産と債務・葬式費用のデータの入力後に入力してください。相続財産と債務・葬式費用のデータを変更した場合は相続人リストから再選択します。

O K キャンセル

○ 障害者の税額控除データの入力

相続人が 85 歳未満で障害者のときは、障害者控除として一定の金額を相続税から差し引くことができます。障害者控除は障害の程度を「一般」と「特別」とに区分して入力します。

障害者控除の額は、その障害者が満 85 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円で計算した額です。特別障害者については 1 年につき 12 万円となります。（平成 27 年 1 月以降は 10 万円または 20 万円）

控除不足額は障害者の扶養義務者の相続税から控除することができますので、その金額を扶養義務者間で協議の上配分します。

○ 相続税の相次相続控除データの入力

相続税を納めた人が、その後 10 年以内に亡くなった場合には、「相次相続控除」で相続税額の特例があります。

相次相続控除は、前回の相続において課税された相続税額のうち、1 年につき 10%の割合で通減した後の金額を今回の相続に係る相続税額から一定の算式で控除します。

相続税の相次相続控除 (第7表)

相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	今回の相続に係る被相続人の続柄	前の相続の年数報告書の提出先機務課	
山田大輔	山田太郎の父	春日部	
前の相続の年月日	今回の相続の年月日	前の相続から今回の相続までの期間 (1 年未満切迫で)	10 ー 年の年数
H23. 8. 10	令和6年4月1		9
電柱継人が前の相続で取得した純資産価額	前相続の際の電柱継人の相続税額 (免除相続税額、追徴税額、加算税額など除く)	被相続人が前相続の際の純資産価額から被相続人の相続税額を控除した後の金額	今回の相続によって財産を取得した全部の人 (遺贈を含む) の純資産価額の合計
19,411,546	4,250,000	15,161,546	483,034,000
相続税額	相続財産の計算	年数の計算	相次相続控除額の総額
4,250,000	$\times \frac{483,034,000}{15,161,546}$	$\times \frac{1}{10}$	= 425,000

この割合が 1 を超えるときは 1 とします

相続税のデータは相続財産と債務・葬式費用のデータの入力後に入力してください。相続財産と債務・葬式費用のデータを変更した場合は再入力します。

O K キャンセル

■ 被相続人の債務

遺産総額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときに債務として確定しているものです。被相続人に課税されて相続人が納付する所得税などの税金は、債務として遺産総額から差し引くことができます。

遺産総額から差し引くことができる債務	遺産総額から差し引くことができない債務
金融機関や会社などからの借入金と未払利息	被相続人が生前に購入したお墓や仏壇の未払代金など非課税財産に関する債務
事業の未払経費や未払金	
資産を購入した場合の未払金	
不動産賃貸の返還する必要がある敷金	
治療費や入院費など医療費の未払金	
税金の未納分	
固定資産税・所得税・住民税などの未納分	

■ 葬式費用

葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときは遺産総額から差し引くことができます。

遺産総額から差し引く葬式費用	葬式費用に含まれないもの
① 死体の搜索または死体や遺骨の運搬の費用	① 香典返しのための費用
② 遺体や遺骨の回送の費用	② 墓石や墓地の買入れ費用や墓地を借りる費用
③ 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をする費用	③ 初七日や法事などの費用
④ 葬式などの前後に生じたお通夜や告別式などの出費で通常葬式に必要な費用	④ 遺体の解剖費用など
⑤ 葬式におけるお寺などの読経料や戒名料などのお礼をした費用	

事業用資産納税猶予の計算 (第006表)

特例事業相続人等の氏名 山田 一郎

特定事業用資産に係る事業(付表1) | 特定事業用資産の明細(付表3) | 宅地等及び建物の明細(付表3) | 特定債務額の計算明細(付表4)

特定事業用資産に係る決定

番号	サンプル	個人事業承継計画の発 出年月日	R04.12.22	円滑化法の認定年月日	R04.12.24
名称	会社	個人事業承継計画の発 出年月日	R01.12.23	円滑化法の認定番号	4562
特例事業相続人等の所 属法人の承継計画の 発出年月日	R03.12.20	個人事業承継計画の確 認番号	1432		
特例事業相続人等の所 属法人の承継計画の 発出年月日	R03.12.21				

「事業用資産納税猶予の特例」は特例事業相続人が1人の場合の計算に対応しています。

最初の事業用資産納税額の特例の適用に関する事項

取得の経路	番号・相 続等	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の 氏名
	番号		確認	山田

納税額等のデータは申告書と帳簿・費式費用のデータの入力後に入力してください。申告書と帳簿・費式費用のデータを受入した場合は相続人リストから再選択します。

データ削除 O K キャンセル

○ 納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式の入力

後継者である相続人等が相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を運営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等（一定の部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

■ 株式等納税猶予について

後継者である相続人等が、相続等により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得しその会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその株式等（一定の部分）に係る課税価格の80パーセントに対応する相続税の納税が猶予されます。

この猶予された税額は、後継者が死亡した場合などは納付が免除されます。なお、免除されるときまでに特例の適用を受けた 非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、猶予されている税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

■ 特例株式等納税猶予について

後継者である相続人等が、相続等により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得しその会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその全株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

この猶予された税額は、後継者が死亡した場合などは納付が免除されます。なお、免除されるときまでに特例の適用を受けた 非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、猶予されている税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

■ 農地等の納税猶予について

農地等を相続した相続人が農業を継続する場合には、農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、一定の要件で納税猶予期限までその納税が猶予されるとともに納税猶予期限まで納税が猶予された相続税は免除されます。

農業投資価格とは、農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格として 国税局長等が決定した価格になります。

■ 山林の納税猶予について

森林法に基づき山林経営の規模の拡大の目標及びその目標を達成するために必要な作業 路網の整備などの措置を記載した森林経営計画の認定を受け、その計画に従って山林経営を行ってきた被相続人の所有する山林（土地又は立木）の全てを、相続人のうちの一人が相続又は遺贈により取得し、引き続きその計画に従って山林経営を行う場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその山林の価額の80%に対応する相続税の納税が猶予できます。

■ 「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

「表示」メニューから相続税申告書の「第1表 相続税の申告書」から「第15表 相続財産の種類別価額表」の表示と印刷用ワークシートに移動します。

相続税申告書

相続税の申告書・第1表から第15表・付表 | 納税猶予税額の計算書・OCR申告書 | 相続税データ表・領収済通知書 |

シートの表示

第1表	相続税の申告書・相続税の申告書(続)
第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)
第1表の付表2	還付される税額の受取場所
第2表	相続税の総額の計算書
第3表	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書
第4表	相続税額の加算金額の計算書
第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
第5表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)・修正申告用
第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第7表	相次相続控除額の計算書
第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第8の7表	納税猶予税額等の調整計算書
第8の8表	税額控除額及び納税猶予税額の内訳書
第9表	生命保険金などの明細書
第10表	退職手当金などの明細書
第11表(旧)	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除く)・旧様式
第11表(新)	相続税がかかる財産の合計表・新様式
第11表の付表	相続税がかかる財産の明細書・新様式
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
第11・11の2表の付表1(別表2)	特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細
第11・11の2表の付表2	小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税
第11・11の2表の付表2の2	特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書
第11・11の2表の付表3	特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格
第11・11の2表の付表4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選
第12表	農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書
第13表	債務及び葬式費用の明細書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分
第15表	相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

特定事業用資産と特定計画山林の第11・11の2表の付表2、付表3、付表4のデータ入力と計算はできません。

OK

キャンセル

相続税申告書

相続税の申告書・第1表から第15表・付表 | 納税猶予税額の計算書・OCR申告書 | 相続税データ表・領収済通知書 |

シートの表示

第8の2表	株式等納税猶予税額の計算書
第8の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株
第8の2表の付表2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株
第8の2表の付表3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上
第8の2表の付表4	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等に
第8の2の2表	特例株式等納税猶予税額の計算書
第8の2の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特
第8の2の2表の付表2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特
第8の2の2表の付表3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社
第8の3表	山林納税猶予税額の計算書
第8の3表の付表	山林についての納税猶予の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書
第8の4表	医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書
第8の4表の付表	医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人
第8の5表	美術品納税猶予税額の計算書
第8の5表の付表	特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書
第8の6表	事業用資産納税猶予税額の計算書
第8の6表の付表1	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業
第8の6表の付表2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈
第8の6表の付表2の2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例
第8の6表の付表3	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び
第8の6表の付表4	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額
OCR(PDF)申告書	第1表 相続税の申告書・相続税の申告書(続)
OCR(PDF)申告書	第8の8表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書
OCR(PDF)申告書	第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
OCR(PDF)申告書	第11・11の2表の付表1(続) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
OCR(PDF)申告書	第15表 相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

外国税額控除、医療法人持分の納税猶予及び税額控除、美術品納税猶予のデータ入力と計算はできません。

特定事業用資産と特定計画山林の第11・11の2表の付表2、付表3、付表4のデータ入力と計算はできません。

OK

キャンセル

税務署長 年 月 日提出		相 続 税 の 申 告 書		FD3563	
相続開始年月日 令和5年1月17日		申告期限延長日 年 月 日			
被相続人 氏 名 個人番号又は法人番号 生 年 月 日 住 所 (電 話 番 号) 和 終 人 職 業 取 得 原 因 ☆ 整 理 番 号		相続人 サンプル サンプル被相続人 サンプル相続人1 昭和29年10月19日 (年齢73歳) 昭和28年9月17日 (年齢68歳) 「相続税の申告のしかた」 「相続税の申告のしかた」 春日市 3丁目5番16号 034-567-8900 会社役員 妻 なし 該当する取得原因を○で囲みます。			
取得財産の価額 ① 407994543		取得財産の取得 ② 226646350			
相続税計算基礎財産の価額 ③ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ④ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑤ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑥ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑦ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑧ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑨ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑩ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑪ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑫ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑬ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑭ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑮ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑯ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑰ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑱ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ⑲ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ⑳ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉑ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉒ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉓ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉔ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉕ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉖ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉗ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉘ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉙ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉚ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉛ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉜ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉝ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㉞ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㉟ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊱ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊲ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊳ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊴ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊵ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊶ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊷ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊸ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊹ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊺ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊻ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊼ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊽ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㊾ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㊿ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋀ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋁ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋂ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋃ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋄ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋅ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋆ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋇ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋈ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋉ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋊ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋋ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋌ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋍ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋎ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋏ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋐ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋑ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋒ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋓ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋔ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋕ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋖ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋗ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋘ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋙ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋚ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋛ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋜ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋝ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋞ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋟ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋠ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋡ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋢ 407994543		相続税計算基礎財産の取得 ㋣ 226646350			
相続税計算基礎財産の取得 ㋤					

相 続 税 の 総 額 の 計 算 書									
被相続人					サンプル被相続人				
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。									
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時特算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表のホ欄及びヘ欄並びに③欄から⑤欄までは記入する必要はありません。									
① 課税価格の合計額			② 遺産に係る基礎控除額			③ 課税遺産総額			
イ (第1表④)	ア 3,600 + (600 ×	イ 3,600 + (600 ×	ア 3,600 + (600 ×	イ 3,600 + (600 ×	イ 3,600 + (600 ×	ア 3,600 + (600 ×	イ 3,600 + (600 ×	ア 3,600 + (600 ×	イ 3,600 + (600 ×
ホ (第3表④)	ロの人数及びヘの金額を第1表Bへ転記します。				ヘ (ホへ)				
④ 法定相続人 (注1参照)			⑤ 左の法定相続 人に応じた法 定相続分			第1表の「相続税の総額」の計算		第3表の「相続税の総額」の計算	
氏 名	妻	長男	長女	妻	長男	長女	妻	長男	長女
サンプル相続人1	妻	長男	長女	妻	長男	長女	妻	長男	長女
サンプル相続人2	妻	長男	長女	妻	長男	長女	妻	長男	長女
サンプル相続人3	妻	長男	長女	妻	長男	長女	妻	長男	長女
法定相続人の数	3	合計	A	イ	ア	イ	ア	イ	ア
(注) ① ④欄の記入に当たっては、被相続人に妻子がある場合や相続や贈与があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。				② ⑤の金額を第1表①欄へ移記します。財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合は、⑤欄の金額を第1表①欄へ移記するとともに、⑤欄の金額を第3表③欄へ転記します。					

法定相続人 に応ずる取得金額	10,000千円 以上	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以上	600,000千円 以下	800,000千円 以下	題
税 率	%	%	%	%	%	%	%	
	10	15	20	30	40	45	50	55
控 除 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	-	500	2,000	7,000	17,000	27,000	42,000	72,000

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表(令5.7)

(資4-20-3-A4統一)

[illegible]

配偶者の税額軽減額の計算書	被相続人 サンプル被相続人																
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けました。																	
1. 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人の中に農業相続人がない場合又は配偶者が農業相続人である場合に記入します。)																	
課税価額の合計額より配偶者の法定相続分相当額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(表1のAの金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(配偶者の法定相続分)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">407,993,000</td> <td style="text-align: center;">$\text{円} \times \frac{1}{2} =$</td> <td style="text-align: center;">203,996,500</td> <td style="text-align: center;">203,996,500</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: 0.8em;">上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円</td> </tr> </table>	(表1のAの金額)	(配偶者の法定相続分)	円	円	407,993,000	$\text{円} \times \frac{1}{2} =$	203,996,500	203,996,500	上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円							
(表1のAの金額)	(配偶者の法定相続分)	円	円														
407,993,000	$\text{円} \times \frac{1}{2} =$	203,996,500	203,996,500														
上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円																	
配偶者の税額軽減額(第11表の配偶者の税額を計算する場合の課税価額)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">226,646,350</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: 0.8em;">⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">226,646,400</td> </tr> </table>	① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)	② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)	④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)	226,646,350	円	円	円	⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)				226,646,400			
① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)	② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)	④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)														
226,646,350	円	円	円														
⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)																	
226,646,400																	
⑦ 相続税の総額(第1表の⑦の金額)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">⑥ イの金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">⑧ 課税価額の合計額(第1表のAの金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">94,997,200</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">47,498,600</td> </tr> </table>	⑥ イの金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額	⑧ 課税価額の合計額(第1表のAの金額)	⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)	円	94,997,200	円	円	円	47,498,600							
⑥ イの金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額	⑧ 課税価額の合計額(第1表のAの金額)	⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)	円														
94,997,200	円	円	円														
47,498,600																	
配偶者の税額軽減の限度額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(第1表の配偶者の⑤又は⑥の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(52,723,446)</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">52,723,446</td> </tr> </table>	(第1表の配偶者の⑤又は⑥の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)	円	円	円	(52,723,446)	円	円	円	52,723,446							
(第1表の配偶者の⑤又は⑥の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)	円	円	円														
(52,723,446)	円	円	円														
52,723,446																	
配偶者の税額軽減額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">47,498,600</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)	円	円	円	47,498,600	円	円	円								
(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)	円	円	円														
47,498,600	円	円	円														
(注)への金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します																	
2. 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与により財産を取得した人の中に農業相続人がいる場合です。かつ、その農業相続人が配偶者以外の人であることに限ります。)																	
課税価額の合計額より配偶者の法定相続分相当額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(表3のAの金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(配偶者の法定相続分)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$\text{円} \times \frac{1}{2} =$</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: 0.8em;">上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円</td> </tr> </table>	(表3のAの金額)	(配偶者の法定相続分)	円	円	$\text{円} \times \frac{1}{2} =$	円	円	円	上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円							
(表3のAの金額)	(配偶者の法定相続分)	円	円														
$\text{円} \times \frac{1}{2} =$	円	円	円														
上記の金額が16,000万円に満たない場合は16,000万円																	
配偶者の税額軽減額(第11表の配偶者の税額を計算する場合の課税価額)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: 0.8em;">⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)	② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)	④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)	円	円	円	円	⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)				円			
① 分別財産の価額(第11表の配偶者の①の金額)	② 分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	③ 純資産価額に算入される暦年課税(第11表の配偶者の③の金額)	④ ①-②+③の金額(第11表の配偶者の④の金額)														
円	円	円	円														
⑤ ④-③の金額(第11表の配偶者の⑤の金額) (1,000円未満切捨て)																	
円																	
⑦ 相続税の総額(第3表の⑦の金額)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">⑥ ②の金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">⑧ 課税価額の合計額(第3表のAの金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	⑥ ②の金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額	⑧ 課税価額の合計額(第3表のAの金額)	⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)	円	円	円	円	円	円							
⑥ ②の金額と⑤の金額とのうちいずれかの少ない方の金額	⑧ 課税価額の合計額(第3表のAの金額)	⑨ 配偶者の税額軽減の基となる金額(⑦×⑧÷⑥)	円														
円	円	円	円														
円																	
配偶者の税額軽減の限度額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(第1表の配偶者の⑤の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	(第1表の配偶者の⑤の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)	円	円	円	()	円	円	円	円							
(第1表の配偶者の⑤の金額) (第1表の配偶者の⑤の金額)	円	円	円														
()	円	円	円														
円																	
配偶者の税額軽減額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)	円	円	円	円	円	円	円								
(⑥の金額と⑧の金額のうちいずれかの少ない方の金額)	円	円	円														
円	円	円	円														
(注)への金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に転記します																	
※1. ※、及び※の各欄は、本表を修正申告書又は期限申告書の第5表として使用する場合において、相続税法第19条の2第5項(遺族又は被相続人である場合の配偶者の相続税額の軽減の適用)の規定の適用があるときは、第5表の付表で計算した金額を転記します。																	
第5表(令7) (買4-20-6-1-A(統一))																	

○ 第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書

○ 第7表 相次相続控除額の計算書

未成年者控除額の計算書	被相続人 サンプル被相続人
(この表は、相続、遺贈や相続時特精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がある場合に記入します。)	
1 未成年者控除	
未成年者の氏名	計
年齢（1歳未満切捨て）	① 歳
未成年者控除額	② 10万円×(18 - 歳)円 10万円×(18 - 歳)円 10万円×(18 - 歳)円 10万円×(18 - 歳)円
未成年者の第1表の①②③又は④⑤⑥の相続税額	③ 円 円 円 円
(注) 1 適用に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額」欄に記入します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②③の金額)を次の④欄に記入します。	
控除しきれない金額 ②-③	④ 円 円 円 円
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)	
①の合計は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。	
扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の①②③④又は⑤⑥の相続税額	⑤ 円 円 円 円
未成年者控除額	⑥ 円
(注) 各人の⑤欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額」欄に転記します。	

2 障害者控除	一般障害者 特別障害者
(この表は、相続、遺贈や相続時特精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。)	
障害者の氏名	計
年齢（1歳未満切捨て）	① 歳
障害者控除額	② 10万円×(85 - 歳)円 10万円×(85 - 歳)円 20万円×(85 - 歳)円 20万円×(85 - 歳)円
障害者の第1表の①②③④⑤⑥又は⑦⑧⑨⑩の相続税額	③ 円 円 円 円
(注) 1 適用に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので、税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②③の金額)を次の④欄に記入します。	
控除しきれない金額 ②-③	④ 円 円 円 円
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)	
A欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次のB欄に記入します。	
扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の①②③④⑤⑥又は⑦⑧⑨⑩の相続税額	⑤ 円 円 円 円
障害者控除額	⑥ 円
(注) 各人の⑤欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額」欄に転記します。	

第6表(全57)
(資4-20-7-A4-12)

相次相続控除額の計算書			被相続人	サンプル被相続人	
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
1. 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
山田大輔		山田太郎の父		春日部 税務署	
① 前の相続の年月日 H23.8.10	② 今回の相続の年月日 令和5年1月17日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て) 9 年		④ 10年－③の年数 1 年	
⑤ 被相続人が前の相続で取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます)		⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額		⑦ ⑤－⑥の金額 ⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈りによって財産を取得したすべての人(相続人に限らず)の純資産価額の合計額(第1表の①の合計金額)	
19,411,546 円		4,250,000 円		15,161,546 円	
(⑤の相続税額)		(この割合が1を超えるときは1とします)		(④の年数)	
4,250,000 円 × (⑧の金額) / (⑦の金額)		407,994,543 円		× 1年	
		15,161,546 円		この割合が1を超えるときは1とします。 10年	
相次相続控除の総額				425,000 円	
2. 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈りによって財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合(相続する被相続人から相続税を得た相続人の氏名)					
各個人間の被相続人から相続税を得た相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	被相続人は他の人から受けた財産取得の合計額(第1表の①の各人の①の金額)	被相続人は他の人から受けた純資産価額の合計額(第1表の②の各人の②の金額)	⑩ 各人の⑨/⑪の割合	各個人の相次相続控除額(⑨×各人の⑩の割合)
サンプル被相続人		226,646,350 円		0.5555132	236,093 円
サンプル被相続人		93,316,461 円		0.2287199	97,206 円
サンプル被相続人	(上記Aの金額) 円	88,031,732 円	B 円	0.2157669	91,701 円
	425,000 円		407,994,543 円		
(2) 相続人のうちに農業相続人がある場合 この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈りによって財産を取得した人のうち農業相続人がいる場合(相続する被相続人から相続税を得た相続人の氏名)					
各個人間の被相続人から相続税を得た相続人の氏名	⑫ 相次相続控除額の総額	被相続人は他の人から受けた財産取得の合計額(第1表の①の各人の①の金額)	被相続人は他の人から受けた純資産価額の合計額(第1表の②の各人の②の金額)	⑬ 各人の⑫/Cの割合	各個人の相次相続控除額(⑫×各人の⑬の割合)
(上記Aの金額) 円			C 円		
(注) 1 ⑨欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除の金額をい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まません。 2 各人の⑭又は⑮欄の金額を第1表のその他の「相次相続控除額」欄に記載します。					

○ 第8の8表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

FD3571

被相続人 山田 太郎

1 税額控除額

この表は、「未成年控除」、「障害者控除」、「相類似被控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「②・③以外」の税額控除額に、欄に記入する金額の計算のために使用します。

	(氏名)	山田 花子	(氏名)	山田 一郎
※ 整 理 番 号				
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	①			
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	②			
相次相続控除額 (第7表②又は③)	③	217204		111169
外国税額控除 (第8表1⑧)	④			
合 計 (①+②+③+④)	⑤	217204		111169

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表の「②・③以外」の税額控除額に、欄に転記します。

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、第1表の「納税猶予税額」に記載する金額の計算のために使用します。

- (1) 農地等についての納税猶予及び免除等 (相続特別措置法第70条の6第1項)
- (2) 非土地等についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- (3) 非土地等についての納税猶予及び免除の特例 (相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- (4) 山林についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の6第1項)
- (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の7の12第1項)
- (6) 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の7第1項)
- (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の6第1項)

	(氏名)	山田 花子	(氏名)	山田 一郎
※ 整 理 番 号				
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	00		00
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	00		00
持株株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	③	00		00
山林納税猶予税額 (第8の3表2③)	④	00		00
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	00		00
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	00		00
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	00		498200
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	00		498200

(注) 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての税額控除 (相続特別措置法第70条の7の13第1号) のうち2以上の特例の適用を受ける人がある場合は、その人の⑦～⑧欄には、第8の7表の「3. 納税猶予税額等」ののうち⑦～⑧に対応する欄の金額を転記します。

(注) 各人の⑧の金額を第1表のその人の「納税猶予税額」欄に転記します。

第8の8表

令和5年1月分以降用

第9表 生命保険金などの明細書

生命保険金などの明細書

被相続人山田 太郎

1. 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都千代田区	G生命保険	H26.07.10	29,629,483	山田 一郎
東京都千代田区	H生命保険	H26.07.20	5,000,000	山田 一郎
東京都千代田区	L生命保険	H26.07.23	10,000,000	山田 一郎
東京都中央区	F生命保険	H26.08.07	20,000,000	伊藤 幸子
東京都港区	簡易保険	H26.09.23	10,768,125	伊藤 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額をそのまま第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2. 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	(第2表のAの法定相続人の数3人により計算した金額を右のAに記入します。)	A	円
		15,000,000	

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額 円	② 非課税金額 A× 各人の① B 円	③ 課税金額 (①-②) 円
山田 一郎	44,629,483	8,878,826	35,750,657
伊藤 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合 計	75,397,608	15,000,000	60,397,608

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

第9表
(平成21年4月分以降用)

第10表 退職手当金などの明細書

退職手当金などの明細書

被相続人山田 太郎

1. 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当などの名称	受取金額	受取人の氏名
東京都文京区	W商事㈱	H26.07.09	退職金	40,000,000	山田 花子
東京都文京区	W商事㈱	H26.07.09	功労金	5,000,000	山田 花子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額をそのまま第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

2. 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	(第2表のAの法定相続人の数3人により計算した金額を右のAに記入します。)	A	円
		15,000,000	

退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当 などの金額 円	② 非課税金額 A× 各人の① B 円	③ 課税金額 (①-②) 円
山田 花子	45,000,000	15,000,000	30,000,000
合 計	45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 Bの金額がAの金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に移記します。

第10表
(平成21年4月分以降用)

第11表 相続税がかかる財産の合計表

相続税がかかる財産の合計表

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名山田 太郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。
なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況		全部分割				一部分割						
1:全部分割	2:一部分割	3:全部分割	1	分割の日	元号	年	月	日	元号	年	月	日
			令和	6	5	31	令和					

財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名
1	山田 花子		
2	山田 一郎		
3	伊藤 幸子		

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計額

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)
1	238,935,550		238,935,550
2	130,922,118		130,922,118
3	112,968,683		112,968,683

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(等分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額」欄に移記します。

第11表
(令和6年1月分以降用)

第11表の付表1 相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋用)

相続税がかかる財産の明細書

(土地・家屋等用)

被相続人の氏名山田 太郎

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

項番	財産の明細		面積(㎡) 単価(円)又は価額		分割が確定した財産	
	税務区分	所在地	面積(㎡)	単価(円)又は価額	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	時期	態様	所在地(国・都道府県・市区町村)	税務区分		
1	宅地	埼玉県 春日部市	165.00	390,000	1	4,290,000
	自用地(居住用)	3丁目			2	4,290,000
	1	5番16号		12,870,000	3	4,290,000
2	宅地	埼玉県 春日部市	100.00	308,100	1	30,810,000
	貸家建付地	3丁目				
1	5番17号		30,810,000			
3	宅地	東京都 文京区	150.00	236,340	1	35,451,000
	貸家建付地	1丁目				
		3番5号		35,451,000		
4	宅地	埼玉県 春日部市	150.00	280,000	1	28,000,000
	自用地(その他)	2丁目			3	14,000,000
		3番4号		42,000,000		
5	宅地	埼玉県 春日部市	1,125.00	285,360	3	10,272,960
	貸家建付地	4丁目				
	6,144/192,000	1番		10,272,960		
6	山林	福島県 福島市	30,000.00	15.00	2	3,617,100
	普通山林		241,140			
		13番2号		3,617,100		
7	家屋等	埼玉県 春日部市	120.00	1.00	1	3,874,960
	自用家屋	3丁目	3,874,960			
		5番16号		3,874,960		
8	家屋等	埼玉県 春日部市	93.00	0.70	1	2,372,489
	貸家	3丁目	3,389,270			
		5番17号		2,372,489		

第11表の付表1
(令和6年1月分以降用)

○ 11・11 の 2 表の付表 1
小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3547

被相続人 山田 太郎

第 11 の 2 表の付表 1

平成 31 年 1 月 1 日 以降適用

1 特例の適用にあつての同意

2 小規模宅地等の明細

3 限度面積要件の判定

選 択 し た 小 規 模 宅 地 等

第 11・11 の 2 表の付表 1

(各元、円)

(4 頁 20-12-3-A 続)

○ 第 1 3 表 債務及び葬式費用の明細書

債務・葬式費用の明細書

被相続人 山田 太郎

第 13 表

平成 30 年 3 月 31 日 以降適用

1 債務の明細

2 葬式費用の明細

3 債務及び葬式費用の合計額

第 13 表 (平成 30 年 3 月 31 日 以降適用)

○ 第 1 1 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 山田 太郎

第 11 の 2 表

平成 30 年 3 月 31 日 以降適用

1 相続時精算課税適用財産の明細

2 相続時精算課税適用財産の明細

3 相続時精算課税適用財産の明細

第 11 の 2 表 (令和 6 年 1 月 1 日 以降適用)

○ 第 1 4 表 純資産価額に加算される暦年課税分の
贈与財産価額等の明細書

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額
及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人
などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した
相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産

被相続人 サンブル被相続人

第 14 表

令和 5 年 4 月 1 日 以降適用

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

第 14 表 (令和 5 年 4 月 1 日 以降適用)

○ 第15表 相続財産の種類別価額表

相続財産の種類別価額表

〔この表は、第1表から第14表までの内容に適用して記入します。〕

FD337

(単位は円)			被相続人 山田 太郎			
種 別			各 人 の 合 計		(氏 名) 山田 花子	
家 産 理 番 号			被相続人			
土地	田	①				
	畑	②				
	宅 地	③	129681000		100696000	
	山 林	④	3617100			
	そ の 他 の 土 地	⑤				
	計	⑥	133298100		100696000	
	⑦のうち特例による価額	⑦				
	⑧	⑧				
	家 屋 ・ 構 築 物	⑨	24275950		12231050	
	機械・器具・農具・什物・金銀・貴金属・宝石・文書・書画・美術品・古銭・古物・動植物・その他	⑩				
動産	金 貨	⑪				
	金 銀	⑫				
	宝 物	⑬				
	有 価 証 券	⑭				
	債 権	⑮				
	債 権 担 保 金	⑯				
	そ の 他 の 財 産	⑰				
	計	⑱				
	特定国債及び国債	⑲	50000		50000	
	指定国債以外の株式及び出資	⑳	69000000		69000000	
債権	債権及び出資以外の株式及び出資	㉑	31085000		7830000	
	公 債 及 び 社 債	㉒	6590700			
	債権担保金・貸付金	㉓	6902700			
	計	㉔	113628400		76880000	
	現金・預貯金等	㉕	99463340		26588600	
	家庭用財産等	㉖	2500000		2500000	
	生命保険金等	㉗	60397608			
	退職手当金等	㉘	30000000		30000000	
	他 金	㉙	2578050			
	経 済 計	㉚	32250700		7750700	
債権	債権	㉛	125226358		37750700	
	債権	㉜	498392151		256646350	
	債権	㉝	24626035			
	債権	㉞	229202100		181977050	
	債権	㉟	8000000		8000000	
	債権	㊱				
	債権	㊲				
	債権	㊳				
	債権	㊴				
	債権	㊵				
	債権	㊶				
債権	債権	㊷	15000000			
	債権	㊸	24056340			
	債権	㊹	3359600		3359600	
	債権	㊺	27415940		3359600	
	債権	㊻	495602246		253286750	
	債権	㊼	3000000		1000000	
	債権	㊽	498600000		254286000	
	債権	㊾				
	債権	㊿				
	債権	㊿				
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)		第15表 (金元)	
第15表 (金元)			第15表 (金元)			

○ 第15表 相続財産の種類別価額表（続）

[illegible]

○ 第1表 相続税の申告書のデータ表

第1表 相続税の申告書						
被相続人	氏名	山田 太郎				
	相続年月日	令和8年4月1日				
相続人	氏名	山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子		
	続柄	妻	長男	長女		
	生年月日	S30.09.17	S56.03.24	S58.02.14		
	取得原因	相続	相続	相続		
	(各人の合計)	山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子		
取得財産の価額	498,392,151	256,646,350	129,087,118	112,678,683		
相続時精算課税分贈与財産	24,626,035		24,626,035			
償還・葬式費用	27,415,940	3,359,600	24,056,340			
純資産価額	495,802,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683		
暦年課税分贈与財産価額	3,000,000	1,000,000		2,000,000		
課税価額	498,800,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000		
法定相続人数	3					
基礎控除額	48,000,000					
相続税の総額	130,505,000					
一 般	あん分割合	1.00	0.51000000	0.26000000	0.23000000	
	算出税額	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150	
納税猶予の算出税額						
税額の2割加算金額						
税 額 控 除	暦年課税分贈与税額	90,000		90,000		
	配偶者税額軽減	65,252,500	65,252,500			
	未成年者控除額					
	障害者控除額					
	相次相続控除額	425,000	217,204	111,169	96,627	
	外国税額控除額					
	計	65,767,500	65,469,704	111,169	186,627	
差引税額	64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523		
相続時精算課税贈与税額						
医療法人持分税額控除額						
小計	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500		
農地等納税猶予税額						
株式等納税猶予税額						
特例株式等納税猶予税額						
山林等納税猶予税額						
医療法人持分納税猶予税額						
美術品納税猶予税額						
事業用資産納税猶予税額						
納税猶予税額						
納付すべき税額	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500		
還付される税額						

○ 相続税の領収済通知書（納付書）

国税 収納金 資金
管理番号
32619

(納付書)

領収済通知書

年度
05

税目番号
050

税務署名
税務署

税務署番号
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

整理番号
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

税目
相続税

信託の名称
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

税務署整理欄
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

住所(所在地)
電話番号 034-567-8900
被相続人 「相続税の申告のしかた」
相続人 「相続税の申告のしかた」 春日部市3丁目5番16号

氏名(法人名)
被相続人 サンプル被相続人
相続人 サンプル相続人1 様(御中)
(フリガナ) サンプル1

本税
[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 4 9 8 8 7 0 0

重加算税
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

加算税
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

利子税延滞税
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
合計額
¥ 4 9 8 8 7 0 0

②合計額の金額欄には必ず「円」字を横の中に記載してください。
証券番号
領出人 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
あて名 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

納期等の区分
1 予定1期 2 予定2期 3 中間申告 4 確定申告 5 修正申告 6 更正 7 決定 9 その他
5 1 1 7

証券番号欄出入
(受領日付印)
証券受領
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

■ OCR 用相続税申告書の印刷位置の設定

税務署から配布される OCR 用相続税申告書への印刷位置を調整する場合には、第 1 表、第 11 表付表、第 15 表の「印刷」メニューから印刷位置を調整する相続税申告書を選択します。

相続税申告書の印刷用シートに移動して「シート編集」ボタンをクリックすると、シートの保護が解除されて申告書データの印刷セルの移動と、行高と列幅の拡大と縮小ができます。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR
1	第1表 相続税の申告書 OCR																																											
2	OCR用紙の印刷位置の調整は「シート編集」ボタンを使用して下さい。																																											
3	「ページ設定」から拡大と縮小、用紙サイズと余白を変更できます。																																											
4	印刷位置の設定は「列幅」と「行高」で調整して下さい。																																											
5																																												
6																																												
7																																												
8																																												
9																																												
10																																												
11	12																																											
12																																												
13																																												
14																																												
15																																												
16																																												
17																																												
18																																												
19																																												
20																																												
21																																												
22																																												
23																																												
24																																												
25																																												
26																																												
27																																												
28	20	1	5 5 3 2 0 8 9 5 1										2 3 6 6 5 4 7 5 0																															
29	2	2 4 6 2 6 0 3 5																																										

■ 相続税のかかる財産

相続税のかかる財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権などで金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

相続税がかかる財産のあらまし

種類		細目		区分や銘柄等
本来の 相続 財産	不動産	土地	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権
			田畑	自用地、貸付地、賃借権（小作権）、永小作権
			山林	普通山林、保安林
			その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地など
		家屋等		家屋等は自用家屋、貸家など、構築物は駐車場、広告塔など
	事業（農業）用財産			減価償却資産（機械器具、自動車、農機具など） 棚卸資産（商品、製品、仕掛品、農産物など） 売掛金、電話加入権、受取手形、その他の財産
	有価 証券	非上場株式		特定同族会社の株式、出資
		上場株式		上場株式、気配相場のある株式
		公社債		利付公社債、割引公社債、転換社債
		投資信託		貸付信託、証券投資信託
	現金、預貯金			現金の残高
				普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託など
	家庭用財産			家具、什器、備品など（１個１組５万円以下は一括評価）
	その他の財産			ゴルフ会員権
				書画、骨とう、貴金属
自動車、船舶				
森林の立木				
電話加入権、特許権、実用新案権、著作権 貸付金、未収配当金、未収家賃など				
みなし 相続 財産	死亡保険金			被相続人が保険料を負担した死亡保険金、死亡による生命保険金、損害保険金、農業協同組合の生命共済金など。
	死亡退職金			死亡に伴い支払われる退職金、功労金、退職給付金など。
	生命保険契約に関する権利			相続開始の時まだ保険金の支払い事由が発生していない生命保険契約
	定期金に関する権利			年金形式で一定期間の金銭の給付を受ける個人年金保険
贈与 財産	相続開始前３年以内に贈与により取得した財産			相続や遺贈で財産を取得した人が、被相続人の死亡前３年以内に被相続人から財産の贈与を受けている贈与財産
	相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			被相続人から、生前、相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した贈与財産